

## 平成18年 6 月 9 日（金曜日）

### 出席議員（17名）

議 長	堂 下	清 孝	君	9 番	八 田	外 茂	男 君
1 番	夷 藤		満 君	10 番	中 川		達 君
2 番	小 谷	一 也	君	11 番	南	守 雄	君
3 番	能 村	憲 治	君	12 番	中 村	哲 彦	君
4 番	北 川		進 君	13 番	黒 田	泰 三	君
5 番	清 水	文 雄	君	14 番	中 居		治 君
6 番	水 口	裕 子	君	16 番	米 田		満 君
7 番	渡 辺		旺 君	17 番	重 原	義 之	君
8 番	野 村	輝 久	君				

### 欠席議員（1名）

15 番	田 中	祥 次	君
------	-----	-----	---

### 説明のため出席した者

町 長	八十出	泰 成	君	まちづくり政策部企画財政課参事 兼行政改革推進室長	山 田	吉 弘	君
助 役	浅 田		裕 君	まちづくり政策部 情報政策課長	谷 口	源 成	君
教 育 長	浜 田		寛 君	町民福祉部 町民生活課長	川 口	克 則	君
総 務 部 長	奥 村	忠 男	君	町民福祉部 健康推進課長	夷 藤		涉 君
まちづくり 政策部長	西 尾	雄 次	君	町民福祉部介護福祉課長兼 地域包括支援センター所長	黒 田	邦 彦	君
町民福祉部長	夷 藤	芳 夫	君	都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	荒 家	良 樹	君
都市整備部長	中 本	英 夫	君	都市整備部 都市建設課長	黒 田	孝 雄	君
教育委員会 教育次長	高 木	和 彦	君	会 計 課 長	長 丸	信 也	君
消 防 長	島 田	敏 郎	君	教 育 委 員 会 長 学 校 教 育 課 長	北	雅 夫	君
企 業 局 長	米 永	竹 男	君	教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	出 川	常 俊	君
総 務 部 長 総 務 課 長	田 中		徹 君	企 業 局 水 道 電 気 課 長 兼 新 工 事 開 発 対 策 室 長	八 田	精 三	君
総 務 部 長 税 務 課 長	向	貴 代 治	君	企 業 局 下 水 道 課 長	中 西	昭 夫	君
まちづくり政策部 企画財政課長	橋 本		稔 君	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	東	耕 三	君

職務のため出席した事務局職員

事務局長 生田 康久君      事務局書記 東 康弘君

議事日程（第2号）

平成18年6月9日      午前10時開議

日程第1

議案一括上程（議案第52号から議案第65号まで）

日程第2

町政一般質問

1番 夷 藤 満  
9番 八 田 外茂男  
5番 清 水 文 雄  
2番 小 谷 一 也  
4番 北 川 進  
3番 能 村 憲 治  
6番 水 口 裕 子  
18番 堂 下 清 孝

午前10時00分開議

開 議

議長【堂下清孝君】 おはようございます。

傍聴席の皆様には、大変足元の悪い中、早朝より本会議場にお越し賜り、本当にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、17名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長【堂下清孝君】 本日の会議に説明のため出席している者は、7日の会議に配付の別紙説明員一覧表のとおりであります。

なお、田中祥次議員より、本日の会議を欠席する届け出がありましたので、ご了承願います。

議案一括上程

議長【堂下清孝君】 日程第1、議案第52号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第10号）〕から議案第65号訴訟の提起についてまでの14議案を一括して議題といたします。

各議案に対する提案理由の説明は、既に聴取しております。

質 疑

議長【堂下清孝君】 これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

議案等の委員会付託

議長【堂下清孝君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第10号）〕から

議案第65号訴訟の提起についてまでの14議案については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、各議案は議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、継続審査となっております陳情第9号及び陳情第10号については、付託委員会の方で審査願います。

#### 一般質問

議長【堂下清孝君】 日程第2、これより町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、関連質問につきましては、通告による質問が終わってからお願いをいたします。

1番、夷藤満さん。

〔1番 夷藤満君 登壇〕

1番【夷藤満君】 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様におかれましては、朝早くから足元の悪い中、大変ご苦労さまでございます。

議席番号1番、夷藤満。

平成18年第2回内灘町定例議会におきまして、町政一般質問の機会を得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

答弁に当たります町長並びに関係部局長には、具体的かつ明確な答弁をお願いいたしまして、私の質問に入ります。

質問に入る前に、先日来、各方面からの功績をたたえられ表彰された方々に一言お祝いを述べたいと思います。

前町長岩本秀雄氏には、4期16年の永きにわたり内灘町の発展にご尽力をされましたことが認められ、旭日小綬章の受章、まことにおめでとうございます。

また、野村輝久議員、渡辺議員には、議会

議員として11年間の功績が認められ、県議会からの表彰を受けられたこと、まことにおめでとうございます。

最後になりましたが、6月4日に行われました町民運動会で優勝されました鶴ヶ丘西チームの皆さん、優勝おめでとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、融雪装置についてお伺いいたします。

向粟崎小学校の通学路に融雪装置がないということで、多くの保護者を初め地域の皆さんから相談や疑問の声をお聞きしましたので、このことについて質問をいたします。

子供たちは冬場大変苦労している。なぜ向粟崎小学校の通学路に融雪装置をつけないのか。昨年大雪には、PTAの役員が総出で雪どかしをいたしました。また、教育次長、当時の都市建設課長には現場に何度も足を運んでいただき、対応をしていただきました。子供たちも保護者も大変喜んでおりました。しかし、向粟崎小学校は高台にあるということで、昨年のように集中的に雪が降りますとふだんでも急な坂道で上るだけで大変なのに、冬場は雪が積もって足をとられ、なかなか前には進めません。幼い子供の足では本当に大変だということです。

内灘町にある小学校で通学路または学校周辺に融雪装置のついていないのは、私が調べましたところ向粟崎小学校、清湖小学校だけなのであります。他の学校には何らかの形で融雪装置がついております。

大根布小学校につきましては、学校の周りの道路すべてに融雪装置がついております。そこで改めてお聞きをいたします。

県道松任宇ノ気線から学校の正面に上がるアカシアの坂道、そして向粟崎2丁目から上る裏門の坂道に融雪装置を設置する考えがあるかないかをお聞きいたします。

この裏門から学校に通う向粟崎児童の456人中、実に165人の児童がこの急な坂道を通い

通学しております。全児童の3分の1の子供たちであります。何とかこの急な坂道に融雪装置をつけていただけないでしょうか。

一度に2つの融雪装置が無理なら順位をつけて、今年、来年に分けて計画していただけないでしょうか。今から計画すれば雪が降る前に融雪装置ができ上がるのではないのでしょうか。町の考えをお聞かせください。

融雪装置について、もう一点お聞きいたします。

その場所は、北鉄浅野川線の内灘駅裏の向粟崎4丁目の道路についてであります。この道も3、4丁目の子供たちが学校に行くために通る道であります。子供たちは浅野川線の踏切を渡って学校へ行けば一番近いのですが、変則的な道路事情や、踏切を渡ると危険だということから、内灘駅の裏を通り、少し遠回りになります。通学することになっております。

この場所については、町に対し向粟崎の要望としても何年も前から上がっているところでもあります。この道の勾配は約1メートルぐらいなのですが、冬場雪が降りますとよく転倒してけがをしたりする方が後を絶たないようであります。朝方、夜中に一度とまってしまうと車がスリップして上がれなくなることもしばしばあると聞いております。

3、4丁目の児童の通学路でもあり、また浅野川線を利用する方々やたくさんの自動車を利用している大切な生活道路でありますので、一刻も早く融雪装置を設置していただきたいと思っております。町の考えをお聞かせください。

日ごろ、学校や警察は子供たちに歩道を歩くようにと教えているにもかかわらず、冬は交差点や歩道が雪の山になっており、車道を歩かなければならない状況を町長はどう思っているのか。また、歩道は車道の雪捨て場ではないということをしっかり認識していただき、歩行者の安全を守っていただきたいと思

います。

2番目の質問に移ります。

学校に防犯カメラを設置せよ。

犯罪を未然に防ぐために防犯カメラを各学校に設置すべきではないか。不審者は必ずと言っていいくらい同じ場所にあらわれることが心理学の本などで紹介をされております。また、下見をしたりしてその場所の環境などを調べた上で犯行に移すことが多いそうであります。

今、安全ボランティアの方々が各地域を朝夕に見回りをしていただいているおかげで、最近では不審者の話も余り近くでは聞かなくなりましたが、まだ記憶に新しい幼い小学生がマンションから投げ落とされるという残虐的な事件も頭に鮮明に残っております。

また、秋田県能代市の事件も幼い子供が被害に遭われ、親御さんの気持ちを思うと本当に残念でたまりません。

マンションから投げ落としの事件も、防犯カメラのおかげで犯人が特定できたこともあり、安心・安全はお金にかえることはできないのではないのでしょうか。学校における事件、事故が各地で多発していることから、町や学校に対し安全対策の強化が求められており、文部科学省を初め、各市町村、各教育委員会、各学校などにおいてさまざまな対策が行われております。

このような幼児、小学生を対象とした事件や事故が、また大阪の校内児童殺傷事件後、京都の全小中学校などで2001年に防犯カメラを設置することになりました。横浜市では平成16年度、市立の小学校、中学校、聾学校、盲学校の計509校に防犯カメラを設置する方針が決まりました。また、東京都も平成18年度の新事業として学校に防犯カメラを設置する補助事業の概要が明らかにされ、基本的に1校に100万円規模の予算ということが載っております。

防犯カメラがついているというだけで犯罪

の抑止効果になる。警察や有識者の方が先日お話をされておりました。

不審者浸入などの緊急事態に備えて、教室やその他学校の各所から事件が発生していることを職員室にいる先生に迅速かつ的確に伝えるための緊急通報装置の一つであります。何かあったときにすぐ現場へ駆けつけられる体制がとれます。

学校の危機管理、安全管理、防犯対策のために防犯カメラの設置が必要と考えますが、町の考えをお聞かせください。

ことしから我が町でも試験的にメールによるいろいろな情報が保護者の方へ発信されることになり、町自体も不審者対策に力を入れていただいておりますが、これだけやったら安心ということではなく、言うまでもないことではありますが、子供の安全を第一に考えていただきたいとお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

向粟崎アカシア2号線についてお聞きをいたします。

向粟崎アカシア2号線については、都市計画道路に接続される計画の道路で、当初の計画から何十年もの月日がたっているにもかかわらず、何年も前から1件の用地買収に時間を費やし、あげくの果てに金額の折り合いがつかず、いつになっても前に進んでいないのが現実であります。静かな町並みに大きな道路ができることにより、これまで安全であった道路が危険な道路になってしまうのではないかと心配をしております。

この道路は、皆さんご承知のとおり、県道松任宇ノ気線の元出光のガソリンスタンドがあったところから内灘駅方向につながる一方通行の道であります。

朝夕には向粟崎小学校に通うアカシア、旭ヶ丘、向粟崎1丁目の子供たちの通学路になっている道路で、通学の時間帯は車は進入禁止になっている歩行者専用道路であります。そういうことから、車の数も非常に少なく、

子供たちにとっては安全な道路であると認識をいたしております。

この道路が大きく拡幅されれば、自動車に乗っている方の利便性が高くなり、金沢にアクセスしやすくなるかもしれませんが、その反面、子供たちや歩行者の安全が確保できなくなるようならつくるべきではないと考えます。

計画当初は、向粟崎区、アカシア町会から強い要望があったようですが、計画から何十年もたった今でも継続してこの道路の建設を望んでいるのか確かめたことがあるのでしょうか。

また、今まで向粟崎、アカシアから要望書が続けて出されているのか、あわせてお聞きをいたします。

財源的に町は今大変苦しい状況にあり、さまざまな点からこの道路の計画を白紙に戻し、先行して買収した土地の処分については、売れるものは売り払い、町の財源に充てるべきではないでしょうか。それでもまだこの計画を推し進める最大のメリットはどこにあるのでしょうか、教えていただきたい。大したメリットがあるようには思えないのであります。

計画当初とは町全体も大きくさま変わりをしており、金沢と内灘をつなぐ道もたくさん確保されました。これからますます地方は財源の確保が苦しくなることは明らかでありますので、やめることを決断するのも大切なことだと思います。安心・安全なまちづくりのためにも、自動車優先の道ばかりではなく、歩行者が安心して歩ける道路が必要ではないかと考えます。

この点について、町長のご見解をお尋ねいたしまして、次の質問に移ります。

最後の質問に入ります。子供たちの遊び場についてであります。

向粟崎の運動公園は、野球、サッカーなどは今現在してはいけないことになっております。その理由は、公民館の窓ガラスがよく割

れるということで、区公民館からボールなどが当たらないように町に対してフェンスを高くしたり、窓ガラスにさくをつけていただくような要望が出ておりましたが、どのような話し合いがあったのかははっきりわかりませんが、フェンスや窓ガラスに囲いなどはつかず、ついたのはここで野球、サッカー、ゴルフなどの練習はしないでくださいという啓発看板であります。

小学校のグラウンドは少年野球教室や高学年の子供たちが使っていれば、おのずと近くの集会場や小さな公園でしか遊べないのであります。遊び盛りの子供たちは一体どこで野球やサッカーなどをして遊べばいいのか。行くところがなくなった子供たちの行き着いたところで事故が起きてしまいました。

保護者からの問い合わせで、運動公園を子供たちに開放してほしい。広くて自由に伸び伸びと遊べる場所を提供してほしいと、強いお願いがありました。

窓にボールよけのさくや格子をつけることにより子供たちが遊べるようになるなら、ぜひつけていただきたいと思います。また、そのほかに使ってはいけない理由、原因があるのなら教えていただきたいと思います。もしあるとするなら、みんなで話し合いをすれば必ず解決策があると思います。

私などは小さいころ、よく窓ガラスを割って隣近所の人に怒られたものです。割ろうとして割る子供がどこにいますでしょうか。偶然のはずみで割れてしまうだけです。町長も小さいころ、そんな経験が一度や二度はあるのではないのでしょうか。

そこで改めて町長にお聞きをいたします。公民館の窓ガラスが割れないように、ボールよけのさくや囲いなどをつけていただけないでしょうか。この件について、再度担当課で検討をしていただけないでしょうか。速やかに子供たちに運動公園を開放していただけないかをお尋ねいたしまして、私の質問を終わ

らせていただきます。

議長【堂下清孝君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 夷藤議員の一般質問から、子供たちの遊び場について答弁をさせていただきます。

向栗崎運動公園は、多目的に利用できる公園として、おっしゃるように地元の小さい子供から高齢者までの幅広い方々が利用されているわけでありまして、

ご指摘の公民館の窓ガラスにつきましては、これまで公園で遊ぶ元気な子供たちがサッカーや野球などで割れた経緯があるとも、そしてその対策に苦慮しているとも伺っているわけでありまして、注意看板は設置はしたものの、多くの子供たちが遊ぶわけですから、なかなか守られていないのが現状だと思っております。

内灘町の将来を担う子供たちに決められたルールをしっかり守ることも教える、そんなことも必要かと思っておりますが、健康で活発に、しかも安全で安心して遊べる公園を確保することも町の務めだと、こういうふうに考えているわけでありまして、

つきましては、公民館の窓ガラスがボールなどで割れないように防球ネットなどの設置が以前から検討がされていたようではありますが、ぜひとも実現するように努力をしてみたい、こう思っているわけでありまして、

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 浜田寛教育長。

〔教育長 浜田寛君 登壇〕

教育長【浜田寛君】 ご質問の中から、小中学校に防犯カメラを設置をという点につきましてお答えをいたします。

ご質問の中にありましたように、児童にかかわる事件、事故が連日のように報道されておりまして、学校の管理運営にとどまらず、社会的にも子供たちの安全確保というのが大きな課題となっておりますのでございます。

本町におきましても、登下校時の安全マップの作成や防犯ブザーの携帯、また校舎内での不審者浸入対応訓練、声かけ犯罪防止教室、刺股使用講習会など各種の訓練や講習会等も実施いたしております。

さらに、今年度は新たに議員さん申されたように、不審者情報を保護者や地域の方々々にメールでお知らせする学校ネットシステムを清湖小学校で試行することとしております。また、各学校の職員玄関に電気錠を設置することといたしております。

ご提案の防犯カメラの件につきましては、その運用につきまして一部問題を指摘する声もありますが、それも含めまして、またその他の方法も含めまして調査研究して、一層の安全対策に努めてまいりたいというふうに思っております。

日ごろから地域の方々あるいは保護者のご理解とご協力によりまして、地域の防犯組織や学校安全ボランティア、子ども110番の家の設置により、児童の登下校時の安全確保にご尽力いただいていることに対しまして深く感謝を申し上げます。

今後とも地域ぐるみで子供たちを守ることを願い、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、融雪装置の設置についてのご質問の中から、向粟崎小学校裏口の坂道の点についてお答えをいたします。

この坂道につきましては、向粟崎小学校だけの利用形態というふうになっておりまして、除雪につきましては一般の道路が終わってから除雪を行うということにしておりました。そういうことで、昨年末の降雪時には対応が遅れましてご迷惑をおかけしたんじゃないかなというふうに思っております。

議員のご指摘もありましたように、あの坂道を利用する児童が多くなってきておりますので、五、六メートルぐらいの掘削で地下水が確保できないか。何か簡易な融雪装置も検

討してみたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思っています。

議長【堂下清孝君】 中本英夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中本英夫君 登壇〕

都市整備部長【中本英夫君】 夷藤議員の質問の中から2点、私の方から答弁申し上げます。

まず1点目が、融雪装置に関してございます。

内灘町における融雪装置の整備につきましては、基本的な考え方はこれまでも申し上げておりますとおり、まず幹線道路、それから勾配の強い道路、学校や保育所等の周辺及び機械除雪が困難な狭い道路ということで整備を行ってきております。決して町会や地区を考慮しているわけではございませんので、道路を管理する者として、施設の必要な箇所に限って整備をしていることをご理解いただきたいというふうに思います。

議員もご承知のとおり、財政も大変厳しい時期でもありますので、ご指摘の通学路、アカシアの坂道及び向粟崎4丁目の坂については、これまでどおり機械除雪で対応したいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

また、道路除雪による交差点等の雪の山についてであります。今後は除雪作業終了後のパトロールを強化しまして、交差点等危険な箇所については極力排雪し、安全確保に万全を期したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、アカシア向粟崎2号線道路整備に関してでございます。

このアカシア向粟崎2号線道路整備につきましては、先ほど議員もおっしゃったとおり、向粟崎区会及びアカシア町会から当該道路の拡幅要望を受けまして、平成2年から用地買収に着手したものでございます。現在、1軒

の方と交渉が成立しておりませんが、その方と交渉を進めている中で、ことしの5月に入りましてようやく話し合いに進展が見られまして、現在は相手方の返答を待っているというふうな状況でございます。

この道路整備につきましては、県道松任宇ノ気線の直線化を念頭に置いておりまして、以前から県事業としての取り組みを石川県に要望しております。今後も要望していきたいというふうに考えてございます。

この道路の拡幅整備が完成すれば、自動車の交通もスムーズになり、また両側に歩道も完備されることから、歩行者の安全・安心が図られるというふうなことで、この道路の必要性は大変高いというふうに考えてございます。

なお、継続してるか。今でも要望が続いているかというふうなことでございますけれども、町は継続して事業に取り組んでおりますし、地元選出の議員より協力をいただいておりますので、当初要望は継続しているものというふうに認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 1番、夷藤満さん、答弁が終わりましたけれども、答弁漏れありませんか。よろしいですか。

1番【夷藤満君】 (議席より) はい。

議長【堂下清孝君】 9番、八田外茂男さん。

〔9番 八田外茂男君 登壇〕

9番【八田外茂男君】 傍聴の皆様におきましては、早朝から議会においでいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

平成18年第2回定例会におきまして、質問の機会をいただきましたので、あらかじめ通告いたしました4点について質問をさせていただきます。

答弁される町長初め町当局におかれましては、簡潔、明瞭な答弁をお願いいたしまして、質問に入らせていただきます。

まずは、内灘町海水浴場の安全対策についてお伺いいたします。

まずは、先日、環境省が選定しています快水浴場百選について説明をしたいと思います。

本年、内灘海水浴場は、この快水浴場百選に見事選ばれまして、議会としても、また町民にとっても大変喜ばしい話だと思っております。

簡単に快水浴場百選についてご説明を申し上げます。

快水浴場、字でいきますと文字が「海」ではなく快適の「快」と書いて快水浴場百選。当て字ですけれども、そのような賞でございます。これは、環境省が、人々が水に直接触れることができる個性ある水辺を積極的に評価し、これらの快適な海水浴場を広く普及するということを目的とし、美しい、清らか、安らげる、優しい、豊かという水辺にかかわる新たな評価軸に基づき、全国100カ所の海水浴場を快水浴場百選として選定しております。

今回、県内で選ばれましたのは、輪島の袖ヶ浜と内灘の海水浴場、この2カ所です。過去2回、これを選定しております。平成10年には、旧富来町の増穂浦1カ所。平成13年には、富来町の増穂浦及び志賀町の大島、この2カ所が選定されております。

選定された理由としては、当然、水質、景観がよいということではなく、ごみ回収などの環境への取り組み、事故防止対策などの安全性にすぐれているということが理由として上げられております。これも町民の皆様や、またボランティアの皆様によって内灘海水浴場がきれいになり、その活動が評価されたというふうに思っているわけです。

それでは、内灘海水浴場についてもちょっと説明をいたします。

内灘海水浴場は、昭和40年に内灘町営海水



浴場として開設されたと聞いております。利用者に関しましては、平成15年には1万4,000人と利用者数としては大した数字ではありませんでしたが、近年に、特に昨年に当たっては6万8,000人まで回復してきております。観光地としての内灘海水浴場の認知度も上がり、大変喜ばしいことであります。

しかし、利用者が上がることによりまして、残念ながら不幸な事故も多数起き始めております。昨年の内灘町海水浴場の海難事故、それも救急車が出動したのみの事件だけでいいまでも、17年は6件、何と18人の方が何らかの関係で救急車を呼ばれたということになっております。そのうち、残念ながら1名の方が死亡されております。平成15年には、そういう事件はゼロ件。16年には2件、そのうちやっぱり1名の方が亡くなられております。

海岸線の形状によって年々海流が複雑化しております。その結果、皆さんもご存じのとおり、離岸流という沖に対して速く流れる潮の流れが出てきました。どんなに水泳に自信がある方でも、この流れに逆らって泳ぐことはできないと言われております。

昨年の8月2日には、3回にわたり6人から8人の方が沖に流され、おぼれたという記録があります。これは、どうやって助かったのかといいますと、近くにいたサーファーの方が率先してそのたくさんの人数の方を助けていただいた。よって、無事に死亡者を出すことなく助けることができました。でも、1日に3回の事故が起きたということは紛れもない事実であります。近くにサーファーがいなかったら、大変大惨事になる状況には間違いございません。

現在、このような悲惨な事故は日本各地でも多数起きておると聞いております。海水浴場の安全をつくろうという目標に向かって、それを防止する団体もたくさん活動をしているのも現状であります。それはライフセーバーという人たちであります。残念ながら、内

灘どころか、石川県や富山県にはそのような団体はありません。しかし、お隣の福井県の三国、また新潟県の柏崎にはそれぞれ立派に活動されている団体があると聞いております。

ここで皆さんにまたちょっと説明をさせていただきます。ライフセーバーというのはどういうものか、簡単に説明させていただきます。

ライフセーバー、日本語に直しますと命を救う救命ということですが、どのような活動をするか、またどのような団体なのかを説明いたしますと、発祥の地はオーストラリアと聞いております。歴史的にはもう100年以上の団体と聞いております。日本では神奈川県のパシフィック・コーストで昭和36年から活動している。ことしで45年目に当たるそうです。活動する人たちのほとんどはボランティアで活動しております。その人たちは、救命の資格を取得して一生懸命やっております。その人たちをライフセーバーといいます。

ライフセーバーが活動することをライフセービング活動といいます。活動は当然2つありまして、一つは救命、これはおぼれた方を助ける。これは第一の活動です。

もう一つの活動といいますと、これが最大の活動でありますけれども、浜辺を歩いていてけがをしないようにごみを拾う、迷子の子供を保護して両親と一緒に探す、海の状態が危険なので海水浴客に注意を促すなど、これらが事故を未然に防ぐ活動であります。また、クラゲなどに刺された人の応急手当をする。熱射病等になってしまった人に応急手当をする。状況によっては救急車を呼ぶ。これらもすべてライフセーバーの活動であります。

以上簡単に説明しましたが、このような素晴らしい団体があります。内灘町にこういう団体こそが必要なのではないでしょうか。

環境省に安全な快水浴場百選の一つとして選ばれた内灘海水浴場に、私は絶対必要な団体ではないんでしょうかと思っております。先ほど

も言いましたように、昨年は18人、そのうち1人の方が亡くなっております。ライフセーバーがいたら絶対助かるということではありませんが、悲惨な事故を未然に防ぐためにもぜひとも町として努力をしていただけないでしょうか。

基本的にはボランティア活動であります、資格等を取得するには多少なりとも費用もかかります。ボランティアの核となるものを関係機関との調整をしながら、設立まで町が中心となって努力をしていただけないでしょうか。これは人命にかかわる大きな問題であります。

海水浴シーズンまでもう1カ月もありません。今シーズンはもしかしたら間に合わないかもしれませんが、こんな悲惨な事故を二度と起こさないという気持ちでぜひとも町として努力をしていただきたいと思います。また、その考えがないのかお考えをお伺いしまして、次に質問に入らせていただきます。

次は、大京のコンフォモール内灘についてであります。

先日から新聞等でいろいろ報道されております。大京が石川県のコンペによって内灘町に進出表明をして16年がたとうとしております。当初は、アーバンリゾート内灘という計画で進出しておりましたが、時代の変化に伴い、平成13年には大きく計画変更をいたしました現在のコンフォモール内灘として変化してまいりまして。

平成13年度当時、県に対して大京は大規模小売店舗の法律にのっとって申請をしております。県は、大京をコンペ方式によって誘致しながら、その当時の申請に対して次のように意見を述べております。大変この意見は厳しいものになっております。

読み上げますと、出店に伴い、当該店舗の周辺道路における交通渋滞が発生することが予測される。交通渋滞が発生した場合、周辺住民の生活に多大な影響を及ぼすおそれがあ

るためは、交通渋滞を回避するための対策について十分配慮すること。また、店舗への経路は金沢と能登方面を結ぶ主要幹線道路、能登有料道路に重複し横断しており、その影響は能登有料道路の交通へ及ぶことになる。このため、本交通に与える影響を回避するための措置について十分配慮することが必要である。これは、完全に一企業に対しての意見とは思えない、県の大変厳しい意見であったと私は思います。

また県は、大京誘致に当たり、県の地面を約38億円という大金で、土地代だけを取り、後は知らないと言わんばかりの態度でありました。私自身、大変県に対してこの意見書に対しての不審を抱きました。

その件に関しましては、次の質問にもかかわりますので、とりあえず横に置いておきますけれども、ここでとりあえず聞きたいのは、昨年5月30日に大京がこれが最後の計画ということでこの議会に説明においでました。そのときの説明では、必ず3年以内にすべての事業を完了するという説明でありました。その説明に対して町長は私たち議会に対して、これまでのように次の延長があるような話ではなく、この3年間の期間は最後通告であり、だめなら町は撤退するという強い決断を持っていると、町長は期間を守らなきゃ撤退を勧告すると強く言い切っておりました。町長、これは間違いありませんね。

ことしの4月26日に大京は、前年と同じく議会に対して説明に参りました。今回は延長ではなく、手続の関係上、期間の日程がちょっとずれました。決して延長ではないというような説明でありました。本来なら、ことしの10月が来年の7月に変更される、延長されるというお話でありましたが、私はその大京の説明を聞いていて、これは単なる期間の延長じゃないのかなというふうにとったんですけれども、皆さんはどういうふうにとられたかちょっとわかりません。大京は予定どおり

に千鳥台の地内でアメリカ村なる宅地を、うわさでは来月から販売するというお話であります。何か来週、また大京が当町において説明をするという話を聞いております。これに関して、本当に町民も私たちも大京が本当に進出してくるのかなと。当初の計画どおり私たちに説明したとおりの計画で出てくるのかなと、大変私は不審に思っております。町長自身もその辺をどう考えているのか、町民に対してどう思っているのか、わかりやすく当然をしていただきたいということで、次の質問に入らせていただきます。

次は、県の主要道であります東山内灘線の延長についてお伺いいたします。

町は将来、延長としてこの東山内灘線を内灘の浜の方に向かって延長しようという計画を持っておるようではありますが、この道路の本当の目的は何なんでしょうか。それは大京のためでしょうか、それとも夏の海水浴シーズンのための道路なんでしょうか、それとも千鳥台住民のための道路なんでしょうか。これは、石川県の主要地方道の東山内灘線です。なぜ町がそのような計画をしなければならないのでしょうか。

千鳥台2丁目の既存の住宅地、現在の優良な住宅地のど真ん中を、あえて1日交通量1万5,000台も利用する道路をなぜ延長する必要があるのでしょうか。これはやっぱり千鳥台の要望として上がってきているのか。この交通量の多い危険な道路を千鳥台が望んでいるのでしょうか。

私たちは、子供が安心して生活できる生活環境をつくらなくてはいけないという義務を持っています。生活道路とは、子供や大人がゆったり行動ができる道路であります。石川県の主要道と町民の生活道路との交差点をむやみにつくることによってデメリットがたくさんあると思います。確かにメリットとして新しい道路に出やすい、交通が便利になるということもあると思いますが、デメリットと

して生活道路に地域に関係ない車が通過する可能性が十分あります。特に交通渋滞の時期などは住宅地にたくさんの車が入ってくる可能性があります。また、交差点ができれば騒音、振動などの被害もたくさん出てくると考えられます。そういうリスクがあるということを考えて、あの道路を本当に直線化を望んでいるのでしょうか。

決して千鳥台に対してそういう道路は必要じゃないとは言いません。でも、地域の人に対して影響のないところでそういう道路ができないのか。もう一度考えるべきではないでしょうか。この件に関して、やっぱり千鳥台町会とゆっくりとひざを合わせて議論をしていくのが私は筋やと思います。また、そういう考えがないのかお伺いしまして、次に質問に入らせていただきます。

次は、能登有料道路の内灘 - 白尾間の無料化についてお伺いいたします。

皆さんもご存じのとおり、平成16年には159号線の高規格道路としての開通がされました。また、今年3月25日には津幡北バイパスが0.5キロでありますけれども開通をしました。また、来年度中には完全開通するというお話を聞いております。それに、今年4月15日に金沢東部環状道路が開通をいたしました。

今紹介しました道路を利用した人は、この中にも多分おいでだと思いますし、まだ利用してない方もおいでとは思いますが、この今説明しました道路はすべてつながっております。金沢東部環状道路が開通したことにより、金沢を中心として白山市から津幡町、かほく市と連続した車の流れができたわけであります。

また、新しい商業地がふえ、環境も大きく変わったと言えます。それに、その道路に有料道路もつながっております。今までは内灘町は金沢と能登を結ぶ交通の要衝でありました。しかし、その機能も年々この道路が開通することによって薄れてくると思われます。

内灘町を通行する交通量は、2年前は1万7,500台余りが能登有料道路を利用し、能登方面に向かっておりました。現在は4,000台減って1万3,500台というふうに減ってまいりました。交通安全の観点から言えば大変ありがたい。事故が少なくなる可能性があるということ喜事ばしいこととありますが、本当にこれでよろしいのでしょうか。

先ほど質問しましたように、大京がもし進出することによって、町のにぎわいを生む人たちがどうやって集まるということを考えましても、なかなか人の流れが変わったものを再度また集めるというのは大変難しい話というのは皆さんもご存じだと思います。

私は、大京に対して決して反対しているわけではありません。大京がもし進出してきたときには、人が集まりやすい環境をつくるのがやっぱり行政の仕事だと、私は思っております。

行政も、今から責任のある人を誘致するのに対して、責任があるからというて財政的にも無理して新たな道路をつくるのは、県民に対して喜ぶとは思えません。また、町民も喜ぶとは思えません。行政は、ここで現在ある道路を最大限利用することを考えるべきだと思います。

能登有料道路が本年、直線化に向けて国の補助事業に採択されました。長年、内灘町の夢でありました事業が進むわけではありますが、能登有料道路も平成26年、あと8年後には無料化というお話があるようであります。この際、内灘から白尾までを早期に無料化することを県に申し入れ、先ほど言いました道路と連絡する能登有料道路が無料化することによって、金沢、津幡、またかほく市の方、また能登、富山の方までがスムーズに内灘町に来れるようになるのではないのでしょうか。新たな道路をつくらなくても、人は集まる場所をつくれるのではないのでしょうか。

また、金沢港に今進出しようとしています

というか、進出することになっていますコマツ、また石油基地の企業の方々にとっても有効なお話ではないのでしょうか。

将来的には金沢の外環状線、海側幹線ができれば河北潟を囲む環状線ともなるわけあります。新たな車の流れができ、またその中の内灘として反映することもできるのではないのでしょうか。ぜひともその考えがないのか。

また、昨年、中居議員さんも質問いたしました内灘料金所の場所で、フルインター化もあわせて県に強く要望するお考えがないのかお聞きまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議長【堂下清孝君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 八田議員の大京開発についての質問にお答えしたいと思います。

ご案内のとおり、当該開発につきましては、平成3年11月開発協定を締結以後、開発協定の期限延長をこれまで5回行いました。現在は、平成20年5月31日がその期限となっているわけであります。

計画の進捗状況につきましては、本年4月26日の議会全員協議会で大京から説明を受けたとおり、大京が自社開発により複合商業施設の開発を行い、順調にいけば平成19年7月のオープン、遅くても20年の3月にオープンの予定だと伺っているわけあります。

大京の問題につきましては、当初の計画に比べ内容や開発スケジュール等が幾度も変更されておりますが、平成18年の第1回定例会一般質問でもお答えしましたように、町といたしましては今回の開発協定期限が最終期限だと考えておまして、大京に対し、現在明らかにされているスケジュールどおりの開業へ向けて強く指導をしまいたいと、こう考えておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 中本英夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中本英夫君 登壇〕

都市整備部長【中本英夫君】 私の方から2点の質問に対してご答弁申し上げます。

まず1点目が、東山内灘線の延伸に関する質問でございます。

従来より、千鳥台町会から住民の利便性を図る上から、能登有料道路に接続する道路の新設についての要望が出されておりました。その後、大京開発に伴う発生交通を処理するため、千鳥台側から能登有料道路に接続する道路としまして、平成7年に作成しました内灘町道路網計画の中でこの道路を位置づけしてございます。

一昨年から、その第1期として海浜地、能登有料道路の直線化事業地から内灘高校までの延長約470メートルについて事業に着手したものでございます。内灘高校前から能登有料道路の区間、千鳥台2丁目地内ではありますが、能登有料道路の交差点接続について県等の関係機関と事前協議を行っておりますが、能登有料道路が自動車専用道路というふうなことからどこへでも接続することがちょっと不可能でございまして、線形等の課題が大変多く、いまだに方針が決定していないため、議会及び地元千鳥台町会の皆さんにはお示しできないというふうな状況にあります。

いずれにしましても、この道路は大京開発区域の企業立地への支援道路、それから町のイベント及び夏場の海水浴シーズンの千鳥台地内の交通混雑解消のための道路、また千鳥台地区の利便性の向上を図るというふうなことから重要な必要な道路と考えております。

事業を進めていくには、地域住民等のコンセンサスは必要不可欠というふうに認識しておりますので、今後、各課題を整理し、関係機関と十分な協議を行い、方針等がまとまりましたら、議会を初め住民の皆さんにご説明してまいりたいと考えておりますので、よろ

しくお願いいたします。

次に、能登有料道路の白尾 - 内灘間の無料化についてお答えいたします。

能登有料道路の料金につきましては、平成16年の月浦白尾インターチェンジ連絡道路の全線暫定供用にあわせまして、石川県の方で利用者の負担の公平、公正を確保するというふうなことから、適正な料金体系となるように白尾インターチェンジでの料金徴収と奥能登地域の料金軽減策を導入しまして、一部の区間において料金改定が行われましたところでございます。したがって、議員提案の白尾インターチェンジから内灘間を無料化にするというふうなことについては、現段階では不可能かと考えております。

能登有料道路は、平成26年に全線が無料化となるような方針が出されておりますが、しかしこれが前倒しというふうな可能性も考えられますので、いましばらく見守りたいというふうな考えてございます。

なお、内灘料金所のフルインター化につきましては、昨年の12月定例会で中居議員の質問への答弁をしておりますが、既に県の方へ要望しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 島田敏郎消防長。

〔消防長 島田敏郎君 登壇〕

消防長【島田敏郎君】 私の方から、内灘海岸におけるライフセーバーの必要性についてお答えいたします。

ライフセーバーについては、昨年の夏に多く発生した海水浴場での遊泳中における海難事故を考えれば、その必要性は十分に理解できます。

石川県内では、まだライフセーバークラブの発足した海水浴場がなく、全国の快水浴場百選にも選ばれた内灘の海水浴場をPRする意味でも、またボランティアのクラブであることから内灘町ボランティア協会と協力して、

日本赤十字石川県支部、金沢海上保安部の関係機関にも呼びかけを行い、ライフセーバークラブの立ち上げについて調査研究をしてみたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長【堂下清孝君】 9番、八田外茂男さん、答弁が終わりました。よろしいですか。

9番【八田外茂男君】（議席より）はい。

議長【堂下清孝君】 5番、清水文雄さん。

〔5番 清水文雄君 登壇〕

5番【清水文雄君】 おはようございます。

5番、清水文雄でございます。

梅雨入りを思わせるような雨の中、傍聴者の皆さんには大変ご苦労さまでございます。

まず冒頭に、5月27日にインドネシア・ジャワ島中部で発生したマグニチュード6.3の強烈な地震により、6月2日現在で6,000人以上の死亡者、そして負傷者が3万人以上、家を失った人は10万人を超えているというふうに現在伝えられているわけですが、地震で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますと同時に、私もあらゆる場を通じて被災者救援と復興援助のためにできるだけの取り組みをしたいということを申し述べ、一日も早い復興を祈念しながら、質問に入らせていただきたいというふうに思っております。

それでは、まず最初に、内灘駅前整備基本計画の推進に向けて、とりわけそのための駅前空き店舗を取得する考えがないのか、お尋ねをいたします。

さて、北陸鉄道浅野川線の終着駅である内灘駅周辺は、内灘町の顔、そして玄関口としてその周辺も含めた整備がずっと以前から求められ、内灘駅前整備基本計画の推進は町の重要な施策の一つになっているところでございます。

ご存じのとおり、内灘駅前広場整備の計画は、内灘町の顔として相応し、格調高く、軽快な駅前空間の創造をテーマとして、平成7年12月に内灘駅前整備基本計画として作成さ

れているのでございます。基本方針として、駅前広場の骨格となるロータリーの形状、トイレの設置、町道の形状とロータリーへの接続の形状が示されております。同時に、施設計画が立てられ、それに基づき平成10年に通路シェルターの整備、ポケットパークの整備、駐輪場の改修が進められているのであります。

しかし、それ以降、基本方針の駅前広場の骨格となる接続部分を長くし、町道に接続させたロータリーの実現は手つかずなのが現状であります。

私も時々、浅野川電車を利用して、また車でも朝晩の通勤で駅前を通っております。駅前の現況は、朝は金沢へ向かった方にバスがとまると、それだけで渋滞になってしまう。接続バス、さらに通学の子供さんを家から駅まで乗せてきた車、歩行者、自転車で混雑しているのであります。

また私は、帰りも時たま浅野川電車を利用するんですが、夜は夜で接続バスと子供さんを迎えにきておいでる車や、電車をおりてごった返す歩行者、自転車で、これまた混雑をしているのであります。そんな状況もありますし、加えて踏切に行く道路も人も歩けない特殊な形状になっており、車も踏切を渡っていかうとすれば、これまた渋滞であります。

私は、このような駅前の朝の通学通勤時や、夜の帰宅時のラッシュや混雑な状況を見て、内灘町にふさわしい本当の意味での駅前広場の整備の必要性を強く感じているのであります。同時に、そんな声は町民の方々からも駅前の整備を何とかしてほしいという声で届いてくるわけでございます。

このような中で今の内灘駅前を見ますと、ちょっと寂しい気もいたしますが、アカシア1丁目の16番地が空き店舗となっております。町として内灘駅前広場整備の推進をする上で、この空き店舗を取得し今後を活用していく考えはないのかをお伺いをいたします。

これは相手もあって、また町も財政的に厳

しい状況にあるというふうに思いますが、先ほど申しましたが、これからの内灘駅前広場の整備を考えたときに、その活用の仕方は十分にあるものというふうに思いますし、積極的に取り組むべきだというふうに考えております。

町として、この間計画している内灘駅前基本整備計画の推進のための条件整備をしていくことが重要だというふうに思っているわけですが、将来的に内灘町にふさわしい駅前にするためにもその価値は大きいというふうに思いますので、町としての考えをお聞かせいただきたい。それが1点目でございます。

2つ目の質問は、能登有料道路直線化に伴う現在使用している道路のあり方について、町としてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

先ほど八田議員の質問にもございました。この能登有料道路の直線化は、平成元年の町議会で早期実現を求める決議がされ、平成2年に県議会で請願が採択をされた。町長も県議会議員時代はこの事業の実現に向け、町のために汗をかかれたことというふうに思っております。

議会や八十出町長、さらには町の動きが働きかけたおかげで県からの事業が前倒しになり、総事業費約49億円、事業期間が平成18年から22年で暫定2車線、平成25年までに4車線化の予定ということになっているわけでございます。

このように、能登有料道路が直線化され、金沢外環状あるいは向粟崎諸江線、あるいは鉄板道路、そして東山線、先ほど延伸の話がございましたが、それらと連結されれば、先ほど1万5,000台の量というふうに八田議員がおっしゃってございましたが、能登有料道路の交通量というのは減少するのではないかなというふうに思うわけでございます。

そんな状況になれば、現在の道路のその必

要性そのものをどうするのが問われるような気がしてなりません。

そんな状況の中で、能登有料道路に沿った町会を範囲とする千鳥台町会は南北に長く、北から鶴ヶ丘西、向陽台、緑台と有料道路を隔てて3町会にまたがった範囲で千鳥台町会というのが構成をされております。そして、能登有料道路によってこれらの他町会と分断をされており、ある人などは千鳥台町会は陸の孤島とも言えるなというふうな声まで聞かれるわけでございます。

聞くところによりますと、現在の有料道路を県は県道として残すということでございます。そんなふうに聞いているわけでございます。しかし、町として能登有料道路の直線化にあわせて、現在使用の有料道路のあり方についてどのような考えを持っているのかお伺いをして、有料道路の直線化にあわせ県に働きかけをして、現在の道路ののり面の片方を撤去し、他町と分断をされている千鳥台町会への生活道路なり、連絡道路なりを取りつける考えがないか、町としてそのようなことも含めた考えについてお伺いをしたいというふうに、それが2点目の質問でございます。

次に、子育て支援策の中で保育料の減免についてお尋ねをいたします。

先日、厚生労働省から発表された平成17年の我が国の合計特殊出生率は1.25とまたまた最低記録を更新し、少子化減少は歯どめがきかないままにどんどん深刻化の度を深めております。子育て支援の核となる次世代育成支援地域行動計画に基づき、内灘町を初めすべての自治体でさまざまな子育て支援策が講じられているわけですが、事態は一向に改善してきておりません。

子供は国の宝であり、内灘町の宝でもあります。子供が生まれ、健やかにはぐくまれて成長し、そして働くようになって社会を支え、その人たちがまた次世代を産み育てていく、そういう循環の中でこの社会が支えられてい

るのであります。今、その循環が危機的な状況に陥っているというのが現状でございます。

町長は、今年度当初議会の所信表明演説の中で、次世代育成支援施策の充実、これを町政の重要な柱にするというふうに述べられました。私もこのことは今や国も地方自治体も最優先の課題として取り組むべき重要な課題であるというふうに思うわけでございます。

子育て支援センターの開設や保育所、学童保育クラブの土曜延長の実施など、八十出町長が就任直後から着々と町としての子育て支援施策を充実させつつある状況を大変うれしく思うわけでございます。しかし、今、子育て世帯を経済的に悩ませている保育料についても、その減免に果敢に取り組む考えがないか、お尋ねをするものであります。

とりわけ、何人かの子供さんが同時に保育所に入所している方の減免についてお尋ねをいたします。

例えば、現在の内灘町の保育料の制度では、3人の子供さんが同時に保育所に入所している場合は、まず1番上の1人目の子供さんの保育料が普通に徴収をされ、その下の2人目の子供さんの保育料が半額になり、そしてその下の3人目の子供さんの保育料が無料になっているわけですが、これは保育料徴収表の6階層までの人のことでありまして、7階層から上の保育料が対象となっている世帯の場合は、まず1番下の3番目の子供さんの保育料が普通に徴収をされ、その上の2人目が半額になり、そのさらに上の子供さんの保育料が無料となっているのであります。

これは、一見、同じように見えるわけですが、保育料は乳児などの年齢が低いほど高額なものであることから、7階層以上の世帯の場合は、6階層以下の世帯の保育料負担に比べて制度的に大変重いものになっているのが現状であります。

本町近隣の自治体の保育料減免制度を見ると、金沢市や津幡町では既に内灘町のような

ことにならないように制度化をしております。それは、保育家庭の負担が制度的に内灘町よりも軽減されたシステムがつけられているのであります。

内灘町もこのような保育料減免の制度を早急に確立をして、これまで進めてきた子育て支援策をさらに実効性のあるものにすべきだというふうに思うわけであります。町長はこの問題についてどのように考えられているのか、お伺いをいたします。

平成19年度からは定率減税が廃止されることから、子育て世帯の保育に係る負担が一段と重いものになることが予想されているわけでございます。子育て支援策のかなめとして、保育料負担の軽減制度の改正について、町長の考えをお伺いをして、私の質問を終わらせていただきます。

よろしくお伺いをいたします。

議長【堂下清孝君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 清水議員の一般質問から、保育料の減免について私の方からお答えしたいと思います。

ご承知のとおり、現在の保育料につきましては、内灘町児童福祉施設に要する費用徴収規則の徴収金基準額表において定めているわけでありまして、議員ご指摘の2人以上の入所児童の保育料算定につきましては、保育所運営費国庫負担金における徴収金基準額算定方法に倣い当町でも運用をいたしており、確かに第7階層以上の世帯の保育料負担は、第6階層以下の世帯に比べて負担は大変重くなっているのは事実であります。

子育てのしやすい町を目指す当町といたしましては、今後、他自治体の状況も調査いたしまして、減免実施に向けて前向きに検討してまいりたいと考えているわけでありまして。

また、平成19年からの定率減税の廃止による保育料の負担増につきましては、国、地方の税財源移譲の動向も踏まえながら検討して



まいりたいと思っておるわけでありませう。

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 浅田裕助役。

〔助役 浅田裕君 登壇〕

助役【浅田裕君】 清水議員の内灘駅前開発についてご質問にお答えいたします。

議員ご質問の内灘駅前の店舗につきましては、現在、営業を停止しており、ご指摘のとおり空き店舗となっている状況でございます。

内灘駅前の開発につきましては、出山町長時代から駅舎、駐輪場、バスターミナルの整備など、町の顔にふさわしい公共交通の拠点として駅前広場の整備拡張を進めてまいりましたが、その後の用地交渉が難航したこと、また都市計画道路向粟崎線との線形の問題等によりまして、一部拡張計画の具体化を中断せざるを得なくなり、きょうに至っているのが現状であります。

このような状況下におきまして、内灘駅前を将来的にどのように整備していくかという件につきましては、路線バスの発着点、またコミュニティバスの結節点としての問題もあることから、今後、町財政の状況も勘案しながら、地権者並びに北陸鉄道など関係機関との協議を進め、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、ご質問の空き店舗の件に関しましては、整備計画の区域外ではありますが、事業の進捗、用地交渉の状況を踏まえて、代替用地としての取得も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 中本英夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中本英夫君 登壇〕

都市整備部長【中本英夫君】 私の方から、能登有料道路の直線化に関してのご質問にお答えいたします。

現在の能登有料道路は、金沢市との行政界にありまして交差点から穴水までの区間が自動

車専用道路に指定されております。現在実施しております直線化事業で道路が完成し供用開始となりましても、現在の道路は県道の自動車専用道路としての指定を解除しないというふうな方針であると県から聞いております。

能登有料道路の両側にあります築堤は、道路の建設時に地元町会からの要望で住宅地の居住環境を保全するというふうな目的で設置されたものでありまして、現在、県有地となっております。

道路が建設され、それらが有機的に接続されますと、交通量が分散されるとともに、利便性や土地利用等も向上されますが、自動車専用道路への接続には大変厳しい規制がございまして、したがって現在の自動車専用道路の指定が解除されない限り、町独自の活用等はできないというふうに考えてございまして、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 5番、清水文雄さん、答弁終わりましたが、よろしいですか。

5番、清水文雄さん。

5番【清水文雄君】（議席より）能登有料道路の直線化に伴う現在の道路の活用についてでございますが、県は変えないというのは十分聞いておるんですけども、町としては、例えばそれを町道にするとか、そんな考えはないのか。町として活用できるようにしていくことを働きかけていくことを考えてないのかということをお聞きしたかったわけです。

質問の中身がちょっと理解されていなかったならおわびをして、ちょっとその点についてお聞きしたいんですが。

議長【堂下清孝君】 中本英夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中本英夫君 登壇〕

都市整備部長【中本英夫君】 質問をちょっとはき違えまして答弁いたしましたけれども。

先ほど申しましたように、現在、県の方針

とすれば、現在の道路が直線化事業が完了後も自動車専用道路というふうな指定を解除しないというふうな方針でございましたので、それを町道にするというふうなことについては、現在のところ、県の方針が出ている限り、町からの要望を出してもなかなか困難ではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

議長【堂下清孝君】 5番、清水文雄さん。

5番【清水文雄君】（議席より）要望ですけれども、ぜひともその活用の仕方について町長の方からも県に働きかけをして、町としてそういうものを活用していけば、私質問でも言いましたけれども、今、千鳥台町会ではなかなか向陽台や鶴ヶ丘西や緑台、そこ分断されていますので、あこを生活道路みたいにぶち抜けば非常に便利になるのではないかなというふうに思いますので、そういうものも含めて、町として検討して県の方へ働きかけるなり、そんなものをお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長【堂下清孝君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 清水さんの再々質問にお答えしたいんですが、今ほど当該部長から答弁をしましたけれども、県の動きはそういうことだということですので、それがずっとそうであって、町としてはどうしようもないという意味ではなくて、時を節々にそういう要望をしながら、町としての利用の仕方を考えていきたいというふうに思っていますので、当然、千鳥台町会の皆さん、向陽台町会の皆さん等々の皆さんとも連携をとりながら、ご要望も聞きながら、使い方について、利用方法について相談していきたいと、こう思っていますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

議長【堂下清孝君】 5番、清水文雄さん、よろしいですか。

5番【清水文雄君】（議席より）はい。

議長【堂下清孝君】 2番、小谷一也さん。

〔2番 小谷一也君 登壇〕

2番【小谷一也君】 傍聴の皆様、本当にご苦労さまです。

私からの質問は2点ございます。

まず1点目、早速入りたいと思います。

1つ目は、道の駅の設置についてでございます。

平成5年から始まった第11次道路整備5カ年計画の施策の一つとして、建設省では道の駅を位置づけ、平成5年2月23日に道の駅登録案内制度を定め、平成5年4月22日に全国106カ所が道の駅に登録され、現在、全国で約830カ所ございます。

この道の駅というのは、長距離ドライブや女性や高齢者のドライバーが増加する中で、交通の円滑な流れを支えるため、一般道路にも安心して利用できる休憩のための施設が求められ、またこれらの休憩施設では地域の文化、名勝、特産物などを活用して多様なサービスを提供することが望まれています。つまり、道路利用者の利便性の確保と地域の情報発信を目的とした設置で、このような背景から道の駅が誕生いたしました。

ご存じのことと思いますが、この道の駅の駐車場は広く、大型車専用の駐車場もあり、広々としています。また、トイレも清潔で、障害者用も設置され、主要な歩行経路はバリアフリー化が図られ、案内サービス施設があり、安心して利用できる優しい施設となっております。

平成16年10月の中越地震では、新潟県の道の駅は防災拠点として、避難場所として有効に使用されました。石川県内では現在、17カ所の道の駅がございまして、内灘町の近辺では能登有料道路の海側に高松があり、駐車場として大型車20台、普通車100台、トイレ男性40基、女性26基、身障者用として駐車場4台、トイレ4基を備え、レストハウス、売店を完

備しております。

能登有料道路の直線化にあわせて、内灘町でも能登有料道路の玄関口として道路利用者の利便性を図り、町の文化や特産物の発信基地として内灘町に道の駅はぜひ必要なのではないか。

例えば、大京の開発にあわせて内灘海水浴場に設置し、マリンスポーツや買い物、また銭湯を楽しんだりできるなど遊べて休憩できるようにし、あわせて地域振興施設を建設し、世界の風の祭典の会場である条件を生かしたPRの場として、また町の特産品の販売、能美市のゴジラサブレのような特産品の開発に力を入れるなど、この特産品の開発に当たっては住民の力を活用し、内灘町でとれるスイカ、サツマイモ、ハチみつ、牛乳、ラッキョウなどを利用した商品を地域おこしのために住民に開発してもらい、年に1回コンテストを行い、優秀作品を特産品として製造販売するなど町を挙げて力を注ぎ、また町で無理なら各町会で特産品の開発、販売をして利益を上げ、日本一リッチな町会を目指すというのも活性化につながりいいのではないかと思います。

今、住民の定住化を図るには、魅力的なまちづくり、元気なまちづくりに力を入れるのが当然のことと思われます。例えとして内灘海水浴場を挙げましたが、昨年の定例会において中居議員よりも提案がございました内灘インターのフル規格化にあわせまして、内灘料金所付近というのもよいのではないかと思います。

道の駅として広い駐車場はもちろん、トイレや救急施設や地域振興施設を建設し、町の温泉を利用して足湯を設置し、疲れのとれる休憩施設をつくり、また権現森付近の地形を生かし、モトクロス場をつくるなど、いろいろな考えがこの道の駅に伴い考えられます。

いずれにいたしましても、この内灘町の長

い海岸線、この砂浜は町の財産であります。潮風に当たり、夕日を眺めながらくつろげる箇所に道の駅を設置することは、道路利用者にとって心身ともに疲れのとれる場所になると確信しております。道路利用者の利便性の確保と地域の情報発信、防災拠点、町おこしのためにも、ぜひ道の駅の設置に向けて力を注いでください。

2つ目に入ります。プラッツうちなだの成果はでございます。

総合型地域スポーツクラブとしてスタートして1年経過したプラッツうちなだであるが、総合型地域スポーツクラブとしてのメリットとして5つ上げてあったが、そのメリットは生かされているか。

1つ目は、いろいろな種目があり、自分がやりたいスポーツを幾つでも自由に選べるとい点であるが、果たしてそう何種目もやる人間が何人もいるのか。プラッツの会費のほかに行く教室によって会費が取られるのに、幾つもの教室に加入している人がいるのか、率直に何人いるのか。

2つ目に、幼児から高齢者、障害者の方までいるんな世代や年齢の人が所属の枠を超え、仲間だけではなく、地域の人々の交流もできるとのことであるが、年齢層を超え、所属の枠を超え、同じスポーツをするのではなく、まさか年に数回しかないハイキングなどのことを指していないのか。また、プラッツの会員何人中、イベントの参加者は何人いるのか。

3つ目に、自主運営であるが、受益者負担の原則から成っている地域総合スポーツであるが、財政面の自立はどうなっているのか。また、運営費の公表は会員にしているのか。

他の2点のメリットについては、プラッツができる前と変わっていないので、3点についてお伺いいたします。

次に、課題についてお伺いいたします。

プラッツうちなだのパンフレットに「今のスポーツクラブには課題がいっぱい」と明記

し、その中に課題が6点上げてあるが、解決されているのか。

1つ目は学校でのことで、部員数や種目の減少であるが、どうか。2つ目は学校のこと、卒業してもスポーツに接するようになったか。3つ目と4つ目は家庭のことであり、体力運動能力の低下と生活習慣病であるが、改善は見られるか。5つ目は地域のことで、人間関係の希薄化はなくなっているか。6つ目は、生涯を通じてスポーツできる環境であるが、整ったのか。

パンフレットの中身については以上でございますが、次に中学校の部活動において公共施設を利用している部活動があるが、中学校側はプラッツうちなだに協力的なのか、またその逆はどうか。

例えば部活動として認められていないスポーツに対する学校の接し方はどうか。内灘中学校の生徒が所属しているスポーツ団体なのに、部活動でないから学校側は関係ないと思っていないか。だとすると、1つ目の課題のとおり、いずれ専門種目を担当できる教員数の不足によって子供たちが選択できる部活動が減り、専門的な指導を受けることができなくなったり、顧問教師の転勤により、これまで活発に行ってきた部活動が停滞し、休部や廃部に追い込まれることとなった場合、子供たちがやりたいスポーツはプラッツうちなだに登録してあるスポーツ団体に入るしかなくなるわけであり、去年まであったのにことは部活動がないといった状況がなきにしもあらずといった状況になるわけであります。もしそうだとしたら、課題を課題として受けとめているのかどうかかわからないのが今のプラッツうちなだであると思われるが。

最後に、スポーツする町民から余計にお金を取り負担をかけるこのプラッツうちなだは、本当に必要なものだったのかお伺いして、私からの質問を終わります。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

議長【堂下清孝君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 小谷議員の道の駅の設置のご質問にお答えしたいと思います。

現在、能登有料道路沿いにあります道の駅は、唯一かほく市にある道の駅、高松であります。これは、能登有料道路の高松サービスエリアとして設置されたものが後に道の駅として認定、登録されたものであります。

議員要望の直線化にあわせて道の駅とのことでありますが、設置に当たりまして想定されることは、まず道路利用者から見てこの位置に必要性があるのかどうか。建設用地と直線化道路のアクセス、また道の駅の事業主体の問題などなどクリアしなければならない問題が数多いわけでありまして、そして直線化事業に着手している現状では極めて困難ではないかと、こう思うわけであります。

現在、河北潟放水路左岸の大学第3公園内にあります利便施設、いわゆるサンセットパークであります。地産地消を目指した農産物などの販売、イベントの開催など町のPRも兼ねた商業活動を展開しております。

この施設は、いわゆる国土交通省が認定する道の駅の設置基準であります休憩施設、情報提供をする案内所、案内員、駐車場20台、便所10基以上の条件を一部満たしてはおりませんが、道の駅的な要素も十分であり、その役割も担っているものと考えているわけであります。

今後、国土交通省が認定する道の駅の基準に合致するように施設の充実を図れないかどうか、また今以上に町の観光などのPR施設として立地できないかどうか、当町の観光協会や関係者の皆さん方と協議してまいりたいと、こう思っているわけでありますので、よろしくお話ししたいと思います。

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 高木和彦教育次長。

〔教育次長 高木和彦君 登壇〕

教育次長【高木和彦君】 2点目のプラッツうちなだについてのご質問にお答えをいたします。

総合型地域スポーツクラブは、国が生涯スポーツ社会の実現を目指してスポーツ振興計画で2010年までに全国の各市町村において少なくとも一つ以上のクラブの育成を掲げたものであります。

その趣旨と計画にのっとり、本町においても町の体育協会、スポーツ少年団を初め、体育関係者の皆さんで約3年間にわたり検討し準備を進めまして、昨年4月にプラッツうちなだとして設立されたものであります。

他の市町のスポーツクラブと違いまして、町の体育協会、スポーツ少年団の多くが参画するという、そういう点で全国的にも例を見ない画期的なスポーツクラブとしてスタートをいたしました。それだけに多くの課題もありますが、今、理事や各クラブ、協会の代表者の皆さんで知恵を絞りながら取り組んでおります。

ご質問のパンフレットに掲載してある総合型地域スポーツクラブのメリットや現状の課題につきましては、国が掲げたものでございまして、今その実現に向けて一歩ずつ取り組んでいるところであります。

財政面の自立については、決算書からしますと約70%が会費や参加費などによる自主財源であります。

そのほか、メリット、課題としてありました会員の健康状態あるいは人間関係、幾つの教室にまたがっているかという点については、クラブの方で会員の皆さんにアンケート調査などをしないとわかりませんので今お答えはできませんが、1年ですぐに結果が出たり、理想的なクラブになるものではないと思っております。

教育委員会としては、町民の皆さんの一人

でも多くがスポーツに親しむ機会をつくり、健康で豊かなスポーツライフを実現して、スポーツを通じたまちづくりを進めていきたいと考えております。

そのためにもプラッツうちなだに大いに期待をいたしておりますので、皆様のご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

もう一点、中学校の部活動とプラッツとの関係についてですが、本町では、内灘中学校と内灘高等学校の部活動を支援するために、学校側と町体育協会関係者の皆さんの交流会を毎年開催しまして、お互いの理解と協力体制を図っております。

将来的に部活動が停滞したり、休廃部となった場合でもその受け皿が地域のスポーツクラブになることをプラッツうちなだも目指しています。

中学校の生徒が部活動であっても、地域スポーツクラブによる大会であっても、その大会で活躍すれば同様に顕彰してあげるのが当然のことであるというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長【堂下清孝君】 2番、小谷一也さん、答弁終わりましたが、よろしいですか。

2番【小谷一也君】 (議席より) はい。

議長【堂下清孝君】 4番、北川進さん。

〔4番 北川進君 登壇〕

4番【北川進君】 傍聴の皆さん方には、大変ご苦労さまでございます。

それでは、今回、平成18年第2回定例会で質問の機会をいただきましたので、通告に従い質問をいたしますので、町長並びに関係部局長、部課長におかれましては、的確かつ明快なご答弁をお願いするものであります。

まず第1点目は、企業誘致について何点が質問いたしますので、これも簡単に質問いたしますので、よろしくお答え願いたいと思います。

ことしの第1回の定例会の町長の所信表明

の中で、新年度の町政における重点施策として4点掲げ、その中に生活環境の整備と都市機能の充実を上げております。

生活環境と都市機能の充実の中でも、企業誘致を取り上げております。金沢港大浜地区に進出する株式会社コマツや、本町北部地区の進出計画の風力発電業者、大京開発の本格化などを掲げ、本町にかかわる企業の立地状況が急に慌ただしさを増してきた。また、三位一体改革以降、地方交付税等の国依存財源の減少から、自治体みずからが企業の立地を誘引促進して、自主財源を確保し、みずからの財政能力を高めることが自治体の生き残りの条件となってきたと申しております。

そこで、4月から庁舎内に企業誘致に関するプロジェクトチームを発足させ、専任職員を配置したいと申しいていたのが企業立地推進室だと思っております。

そこで、1つ目の質問は、プロジェクトチームの組織編成がどのような組織となっているのか。企業誘致に当たっては、いろいろな諸問題、優遇措置等をもって当たらないといけないと思いますが、その点どのような組織で、どのような考えを持って事業に当たられるのか、まずお尋ねいたします。

2つ目の質問は、企業を誘致しようとしている場所はどこを考えているのか。町内に限られたところしかないように思われます。以前都市計画で立案していたところもありましたが、現在、その計画が継続しているのでしょうか。今、町として企業を誘致しようとしているところはどこを考えておられるのか、お尋ねいたします。

3つ目の質問は、企業の誘致には欠かすことのできないのが道路網の整備であると考えておりますが、いかがなものでしょうか。

例えば、白帆台以北の北部地区に企業誘致を考えているような場合は、幹8号線、通称第一農道と準幹3号線、第二農道の整備がより必要になるのではないのでしょうか。

以前から先輩議員から何度となく一般質問がありました。幹8号宮坂西荒屋線、通称第一農道のサンセットブリッジからセレモニーセンターまでの間を県道に格上げし、白帆台地内と同じ道路幅員で白尾交差点まで拡幅するよう県に対して強く要望し、その実現を図らなければならないと思うが、そういった考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

また、準幹3号線の放水路から室までの道路線についても同じく、白帆台地内と同じ道路幅員にするために、職員自身が英知を出し合い、その財源と計画実現に向けて取り組む必要があると思うが、その考えがあるかどうかお尋ねし、次の質問に移ります。

第2点目は、内灘町の各施設を財団法人内灘町公共施設等管理公社に指定した施設のうち、屋内温水プールについてお尋ねいたします。

町長は、3月定例会で健康寿命延伸のための高齢者施策の充実を掲げております。健康寿命延伸を考えた場合、幼児から高齢者までの方々にみずからの健康管理を維持する上で最もよいのがプールの利用だと言われております。プールの利用は、最近、県内外でも町民の健康推進施設として多くの方々の利用があり、繁盛していると聞き及んでおります。当町にも立派な温水プールも冬になると利用者が激減いたしているのが現実ではないでしょうか。それはなぜなのでしょう。その理由は、冷え切った体を温めるための施設が不十分だとのことであります。施設等管理公社に管理委託をするからには、採算のとれる施設になるようにしてあげなくてはならないのではないのでしょうか。

金沢市内にある民間企業の施設を町内の多くの方々が利用いたしております。それは施設内に浴室があり、体を温めて帰宅できるからだと言われております。我が町にも立派な温水プールがありますので、全身運動により自分自身の体力を鍛えることにより病気等にも

かかりにくく、いつまでも健康を保つことができるのではないのでしょうか。

そこで、施設内に浴室を設けることにより利用者の増加が図られるのではないのでしょうか。健康増進施設として利用者の方々より喜ばれる施設になれば、それに見合った入館料の改定も必要になってくると思います。何はともあれ、施設内に浴場を設ける考えがあるかどうかお尋ねいたしまして、次の質問に移ります。

第3点目は、地域再生計画についてであります。

平成17年の第2回定例会で私が質問いたしました町の計画事業が国の地域再生計画に該当しないのかどうかとの質問に対し、答弁では、今後とも各部署の垣根を越え、可能かどうか検討してまいりたいとのことであったが、その後の検討結果はどうなりましたでしょうか。財政が厳しいときだからこそ、当町のあらゆる事業計画がこの交付金制度に該当しないのか、職員自身が真剣に考え、英知を出し合って財政難を乗り越えていかなければならないと思いますが、いかがなものでしょうか。その検討結果をお尋ねいたし、次の質問に移ります。

4点目は、義務付けされる住宅用火災報知機についてであります。

2008年5月までに個人用住宅に住宅用火災報知機の設置が義務付けされますが、県内各地域において高齢者をねらう報知機の販売に悪質商法の業者の横行が懸念されるのではないかとされており。金沢市の六枚町の町会では、早目の一斉設置で心配の火種を取り除きたいとのことで、町名復活2周年を機に全世帯に配布したそうでございます。

そこで、当町には約9,600世帯があり、1戸約5,000円としたとき、町全体で4,800万円の経費が必要となります。これは、1世帯につき1個の計算であり、各世帯最低でも2個以上が必要になるのではないのでしょうか。町と

して最低でも1個に対して補助制度を取り入れる考えがないか。もし取り入れるならば、3年から5年ほどの計画を組み実施するならば、5カ年計画の場合は1年に960万円必要になる計算であります。そのうち3分の1を助成するならば320万円となります。2分の1を助成するならば480万円となります。また、まとめて購入計画を立てれば安くなるのではないのでしょうか。

向粟崎区では、今年度より防災等の費用として町民よりいただいているその資金を活用して消火器の購入をと思っていたそうですが、2年後までに義務化される住宅用火災報知機の設置に前向きに考えているとのことであります。行財政改革の中で補助金ばかり対象とした減額でなく、町民の安全・安心を考えた場合、町としてもこうした火災報知機に対する補助金制度を取り入れたらと思いますが、その考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

最後になりましたが、歩道用の除雪機についてお伺いいたします。

現在、町には歩道用の除雪機が3台あると聞き及んでおりますが、降雪時の除雪は町内一斉となります。先ほども夷藤議員あるいはまた八田議員だったと思いますが、一般質問の中にもあったと思います。3台の除雪機では、通学路を含め歩道の除雪もままならないのが現状ではないのでしょうか。子供たちや町民の方々が安心して歩ける道路を確保するためにも年次計画を立て、各町会に1台ずつの除雪機の購入を計画をしたらどうか。私はこの点につきましても、その計画があるかどうかお尋ねし、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

休 憩

議長【堂下清孝君】 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

午前11時58分休憩

午後 1 時30分再開

再 開

議長【堂下清孝君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 北川議員の企業誘致についての質問にお答えしたいと思います。

まず、プロジェクトチームの組織編成はどうなっているのかというご質問でございますが、プロジェクトチームの名称につきましては、企業立地推進庁内連絡会とし、助役を会長としまして、委員には各部局長及び企画財政課長、都市建設課長の職にある者を充て、必要に応じ関係部課長を出席させることとしています。そして、事務局には企業立地推進室としておるわけでありまして、さらに、顧問を置くことができるとし、職員以外の民間有識者から幅広い識見、助言をお願いすることとしておるわけでありまして、これからはこの委員会を中心に企業立地に向け、精力的に取り組んでまいり所存でございます。

企業誘致に当たってのさまざまな優遇措置につきましては不可欠の条件と考えておりまして、県内各市町の実態を調査しながら検討してまいりたいと、こう思っているわけでありまして。

次に、企業誘致をする場所は以前あったように思うが、現在、どこを考えているのかのご質問でございますが、以前は西荒屋地区の埋め立て田を工業用地として石川県に登録しておりましたが、平成 9 年からの北部地区圃場整備事業の導入に伴いまして登録を抹消した経緯があります。

現在、大手建設メーカーコマツの工場建設も進んでおり、これを好機として工業用地の確保に向けて全庁的に調査検討をしてまいりたいと、このように考えているわけでありま

す。

次に、道路網の整備計画はどうなっているのかのご質問でございます。

議員ご指摘のあった北部地区に限定したアクセス道路で申し上げますと、町といたしまして内灘大橋の供用開始に伴いまして、福祉センター以北の交通量が増加するものと予測をし、これまで町道を含め県道高松内灘線の道路改良について、継続して県へ要望してまいりました。これによりまして、県では高松内灘線の調査はもとより、幹 8 号宮坂西荒屋線まで調査を行っておりますが、財政的な事情や畑地かんがい施設がネックとなりまして、抜本的な対策を講じることができず、現在、部分的な危険箇所の改良のみ行われているところでございます。

しかしながら、白帆台の宅地造成の完成も間近となり、石川県住宅供給公社の分譲地の販売を促進するためにも、今後、企業誘致のためにもこの道路整備は不可欠なものである、こんなふう思うわけでございます。そして、まず、町道区間の県道昇格と道路改良を強く要望してまいりたい、このように考えているわけでございます。

また、準幹 3 号線の道路改良につきましては、財政負担を含めさまざまなクリアする問題がございますので今後の課題だと、こういうふう考えているわけでございます。

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 奥村忠男総務部長。

〔総務部長 奥村忠男君 登壇〕

総務部長【奥村忠男君】 北川議員の住宅用火災警報機の設置についてお答えをいたします。

住宅用火災警報機につきましては、近年、我が国において住宅火災による死者数が急増しており、その低減を図るために欧米での取り組み事例を参考に義務化されたものでございます。

新築住宅につきましては、本年 6 月 1 日か



ら、既存住宅では平成20年5月末までにその設置が義務化されております。

議員ご質問の中でございましたが、向粟崎区ではその設置に対し独自で助成制度を前向きに検討中とのことですが、地域の自助力で防火対策にご尽力いただいていることにまず厚くお礼を申し上げます。

火災等災害はいつ起こるかわかりません。日ごろから地域の災害に対する取り組みが、いざというとき、その被害を最小限に食い止めるといことは周知のとおりでありますし、今後とも地域の自主防災力向上のために町でも可能な限り支援をしていきたいと存じます。

さて、住宅用火災警報機設置に町でも補助制度を取り入れる考えはないかとのことですが、今後の内灘町を取り巻く行財政環境や県下の他自治体の動向等を調査研究いたしまして、内灘町としてどのような対応策をとるのがいいのか、検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 中本英夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中本英夫君 登壇〕

都市整備部長【中本英夫君】 私の方から、2点の質問についてお答えいたします。

まず、地域再生計画についてのご質問にお答えしたいと思います。

昨年の6月定例会においてお答えしておりますが、地域再生法に基づく交付金制度につきましても、国の省庁間の壁を乗り越えて一本化した3種類のテーマ別交付金を内閣府に一括計上し認定するものでありまして、道整備交付金、それから汚水処理施設整備交付金、港整備交付金の3つがございます。

例えば道整備交付金は、市町村道、それから広域農道、それから林道のうち2種類以上の施設整備を行うものでありまして、他の汚水処理施設、港整備交付金制度も2種類以上の施設整備を組み合わせで行うもので、いず

れも当町には該当し組み合わせる2種類以上の施設がなく、対象となりませんでした。

議員ご指摘のとおり、財政状況が厳しいときであり、職員の英知を出し合ってこの難局を乗り切らなければならないと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、次に、歩道用除雪機の購入についてでございます。

現在、当町には歩道除雪機を3台保有し、積雪時の状況により歩道除雪作業を実施してきております。しかし、議員申されるとおり、機械台数も少ないことから作業がおくれているのが現状でございます。

議員ご提案の年次的に各町会に歩道除雪機をとということではありますが、町としましては各町会に除雪機があり、皆さんの協力がいただければ大変助かるというふうなことでありますが、各町会に配置することは現在の財政状況からは困難というふうに考えてございます。

他の近隣市町では、町会単位で除雪に対応しているというふうな例もございますが、今後、各町会が独自で歩道除雪機を購入するというふうなことになるれば、財政状況等を勘案した上で町として補助ができないかどうか検討させていただきたいというふうに考えてございます。

なお、石川県で歩道除雪機を貸し出す制度もあると聞いておりますので、今後、県とも協議しながら、できる限り機械の確保に努め、迅速な歩道除雪を行っていききたいというふうに考えております。

いずれにしても、除雪作業は町民の皆さんの協力が不可欠というふうに考えてございますので、今後ともご協力をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 高木和彦教育次長。

〔教育次長 高木和彦君 登壇〕

教育次長【高木和彦君】 温水プールに浴場をのぞきにお答えをいたします。

冬期間における屋内温水プールの室温につきましては、当該施設のガラス面の大きさ、天井の高さなどによりまして室温を高くすることに限界がございます。しかし、現状の設備で可能な限り温度が高くなるように運転をいたしております。

施設内に浴場を設ける考えがあるかとのお尋ねでございますが、改修には相当な費用が見込まれております。現在は計画いたしておりませんが、将来的な課題としてとらえております。当面は現状の設備のもとで利用者の増加を図る努力を努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長【堂下清孝君】 4番、北川進さん、答弁が終わりました。

4番、北川進さん。

4番【北川進君】 (議席より) 座席からひとつ再質問させていただきます。

先ほど住宅用警報機の設置について一応ご質問申し上げたんですけれども、いろいろと補助金の、私も申しましたとおり削減だけが行財政の改革ではないような気がするんです。やはり新しく、今ことしの今回の補正予算の中にもありますとおり、子育て支援センターに約1億5,000万強の予算を計上し今後運営していくという形になるんですけれども、今、私が各世帯1所帯当たり1戸の世帯数に、この火災報知機、警報機を設置した場合には、全部合わせても4,800万。それを5カ年計画でなり、あるいはやった場合にはどれくらいになるだろうと。そのうちの3分の1または2分の1にした場合にはどれだけの経費が必要なのかということをお尋ね申し上げたとおりなんですけれども、そういったことも踏まえ、やはり今後この問題について検討していただければ大変ありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

その考えをもう一度おっしゃっていただけ

ればありがたいなと思っております。

それと、先ほどの屋内温水プールの件なんですけれども、将来的に検討されるのは大変結構なことだと私は思っております。ただし、やはり町の施設を3年間今管理公社に事業委託するような形になっておりますけれども、その後、赤字状態が続く中で、果たしてそれで民間の方々が引き受けてくれるのかどうか、そういった点も含めてもう一度早目の検討をお願いしたいなという形を思っておりますので、その点もよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長【堂下清孝君】 奥村忠男総務部長。

(総務部長 奥村忠男君 登壇)

総務部長【奥村忠男君】 今ほどの再質問にお答えをいたします。

この住宅用火災警報機の設置につきましては、いろんな角度からどういう方法がいいのか、どういう対応策がとれるのか、検討をしていきたいということでございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 高木和彦教育次長。

(教育次長 高木和彦君 登壇)

教育次長【高木和彦君】 温水プールの件についてでありますけれども、現在の施設と今後の運営方法につきましては、指定管理者並びに民間スポーツクラブの運営方法なども研究いたしまして、できればこの3年間の間に検討をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長【堂下清孝君】 よろしいですか。

4番【北川進君】 (議席より) はい。

議長【堂下清孝君】 3番、能村憲治さん。

(3番 能村憲治君 登壇)

3番【能村憲治君】 3番、能村憲治。

議会傍聴の皆様方、午前引き続きの傍聴、大変ご苦労さまでございます。

平成18年第2回定例議会におきまして、町政に対する一般質問の機会を得ました。通告

に従って質問をさせていただきます。

また、一部同僚議員と重複する質問があるやもしれませんが、質問に対してはしっかりした答弁をよろしくお願ひいたします。

まず、改正介護保険について。

介護保険が施行され6年目を迎えます。そして、今回、予防重視型システムへの転換、利用者負担の見直し、新たなサービス体系の確立、サービスの質の確保向上、そして制度運営の見直しなどを中心に改正が行われ、4月より施行されました。この中で資金の効率化と重点化を図る観点から、介護予防サービスと地域支援事業という2つの新しいサービスの増設がされました。介護認定も6段階から7段階となり、これまで要介護1と認定されていた人が要介護1と要支援2とに分けられることになりました。そして、要支援2、要支援1と認定を受けた人が新しい介護予防サービスを利用することになります。

また、この改正の中で地域包括支援センターが設けられました。これは地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としております。

ところで、平成17年3月定例議会で、私は町の今後の福祉サービスはどのような展開になるのか、その構想をお伺ひいたしました。町は地域包括支援センターを創設し、この中で介護相談員業務を含めた町の介護福祉サービスの体系的、抜本的な見直しをしたいと答弁をいただいております。

要支援1、要支援2の方のケアプラン作成も4月からはこの地域包括支援センターが中心になっているわけでありまして。このような面からも将来の介護保険料に大きく影響してくるところであります。

また、さきに述べました介護予防サービス、地域支援事業の前提ともなり、利用者サービスを守るために大きなかぎを握る事業であり、

大変注目されています。まさに地域包括支援センターは町の行政手腕が問われるのであります。

3月にセンター運営の最高決定機関である運営協議会が行われたようではありますが、どのような内容になっているのか、構想をお伺ひいたします。

次に、介護保険料についてお伺ひをいたします。

介護保険料は、介護給付費などを勘案し、3年に一度見直しを行うことになっています。平成18年は見直しの年度で、4月1日から新しい利用率となりました。県内19市町のうち、最高額は能登町の4,980円、最低額は川北町の2,500円であります。内灘町は4,900円となっており、川北町との格差はおおむね2倍であります。この差をどのようにお考えでしょうか。川北町は、福祉サービスの充実を理由に一般会計から財源を繰り入れています。内灘町にそのような考えがあるのかどうか、お伺ひをいたします。

自治体においては、ユニークなアイデアをもって保険料を低く抑えようとする動きが見られます。介護保険は地域保険でありますから、町は独自の構想をもって高騰を抑えることに取り組まなければ、この格差はさらに拡大していくものと思われまして。町独自の考えがあればお聞かせください。

次に、工業用地確保について。

金沢港大浜地区では株式会社コマツの新工場建設が来春の操業を目指して急ピッチで進められております。産業建設機械の増産に加え、プレス機械の新たな注文を受け生産に全力を投入すると言われております。

3月定例議会の私の質問に対し町長は、コマツの金沢港進出が決まり、関連企業の進出が見込まれる。本町に工業用地は持たないが、立地可能な企業の誘致は急務であり、プロジェクトチームを発足させ、本年4月から直ちに行動できるように体制を速やかに立ち上げ

たいと答弁をされました。早速、4月1日付にて企業立地推進室が産業建設課に立ち上がりました。

そこで、まず企業立地推進室が企業立地の効果と誘致に向けてどのような基本構想をお持ちなのか、お伺いをいたします。

ご存じのように、内灘町には工業団地がありません。第3次内灘町総合計画の中にも工業用地の確保と優良企業の誘致が重要とあってあります。そこで私は、北部地区に工業用地の確保ができないものかをお伺いいたします。

ところで、町は平成2年3月、内灘町北部工場団地適地調査を実施した経緯がございます。その概要説明書には、既に開発地区の選定がなされております。これによると、北部地区は市街化調整区域として指定されていることから、旧集落を中心とした昔の内灘町の状況を基本的に残している。そのため、今後の内灘町の新しい開発地として着目されていると書かれています。

A、B、C、D、それぞれ宮坂地区、西荒屋地区、室地区海側、室地区潟側と4つのブロックに分けて候補地が上がっていました。検討の結果、総合評価ではCブロック、つまり室地区海側が最も適しているとなりました。いずれの候補地においても土地の利用面積や概算事業費が計上されていたのであります。

当時ではすばらしい計画であったと推測されますが、なぜとんざしたのでしょうか。後に議会に諮り、委員会レポートにおいてB地区、要するに西荒屋地区が最も可能性があるが、今後の検討課題となっています。企業を誘致するには、工場用地が必要不可欠であることは周知のとおりであります。北部地区での工場用地を確保するためにも、現在の実態に合わせて再度、北部工業団地適地調査を進める考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

加えて、北部地区は農用地としての規制があるため開発がなかなか難しいのであります。そこで、北部開発を進める上において市街化調整区域を市街化区域に用途の変更を考える時期に来ているのではないかとと思いますが、この点についてもあわせてお伺いをいたします。

白山市では、企業の新規立地計画についての情報提供者を募り、誘致成功の際は最高200万円の報償金を払う制度を設けて進めるということであります。金沢市や七尾市でも同様の制度を既に立ち上げているわけであります。

このように、石川県を初め多くの自治体では、誘致企業に対しても助成金制度や税の優遇措置を設けております。あの手この手で企業誘致にしのぎを削る中、内灘町ではこれらに関してどのような考えを持っているのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、犬ふれあい広場が有効に利用されているかどうかについてお伺いをいたします。

平成16年の内灘町で登録された犬の数は1,279頭。そのうち、狂犬病予防注射を受けたのは858頭となっています。実数はもう少し多いと言われています。

ところで、内灘町にはユニークな条例があります。それは、動物愛護の意識の高揚と適正な飼養管理に関する知識の普及啓発を図る目的でつくられた内灘町犬ふれあい広場設置条例であります。平成14年12月、鶴ヶ丘2丁目603番地において、広さ768平方メートル、整備工事費399万9,950円をかけ広場が設置されました。

その利用状況は、平成15年で54日間、463頭。平成16年、59日間で370頭。平成17年になると、6日間で53頭となっており、平成18年では今日まで全く使用されていません。平成16年度、町の主要な施策の成果には、広場を利用した各種事業により、犬の適正飼育の普及啓発事業や環境美化の啓発などにおいて成果を得たと評価されています。買い主のマナ

一の向上にも一役買ったということでしょうか。

しかし、近年はさきにも述べたように、ほとんど利用がありません。なぜなのでしょう。平成17年、18年とほとんど利用がないにもかかわらず、広報や啓発運動もされていない。このようなことから、施設そのものの利用目的を見直すような考えがあるのかどうか、町有財産の有効利用を図る面からも今後の利用のあり方について町の考えをお伺いいたします。

以上で終わります。

ありがとうございました。

議長【堂下清孝君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 能村憲治議員の一般質問から、私からは工業団地に係るご質問にお答えしたいと思います。

まず、企業立地の基本姿勢についてのお尋ねでございますが、企業立地といいましても、製造業からIT産業、商業まで幅広く、今のところ工業用地がない我が内灘町においては、まずは大京のような商業施設やITソフト産業、宿泊健康施設などを町の活性化を図るために誘致をしていこうとするものでございます。

また、現実的な行動といたしましては、内灘町に企業進出の引き合いがあった場合に直ちに相談に乗り、協議や話を進めたり、もちろん進出が固まった企業についても協議、相談に応じたりして企業誘致を実現していくものであります。

次に、議員ご指摘の平成2年に実施しました内灘町北部工業団地適地調査業務の件でございますが、コンサルタントの第三者の目としての調査結果では、議員おっしゃったとおりの総合評価は室地区砂丘地のC地区でありました。そして、その結果を議会に報告し、意見を求め、町で検討した結果、午前中の北川議員にも答弁しましたように、西荒屋地区

埋め立て田のB地区が最も実現可能地として石川県の工業用地に登録したものでございます。

その後、平成9年からの北部地区圃場整備事業の事業導入に伴い、登録を抹消した経緯があったと伺っておるわけであります。

企業誘致には工業用地が不可欠であり、再度、北部地区に工場適地の調査をする考えがないかというお尋ねでございますが、議員おっしゃるとおり、企業誘致には工業用地は不可欠と考えておりまして、北部地区、南部地区を問わずこれから検討してまいりたい、こう考えているわけであります。

また、北部地区の市街化区域編入につきましては、農用地除外などクリアすべき課題は多くありますが、いずれも工業用地が具体化してからの検討課題かと思っているわけであります。

次に、助成金など優遇措置をどう考えているかということですが、今後の企業誘致に当たっては助成金を含む優遇措置は不可欠の要件でありまして、既に取り組んでいる県内各市町の実態を調査しながら、そして参考にさせていただきながら取り組んでまいりたいと、こう思っているところであります。

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 夷藤芳夫町民福祉部長。

〔町民福祉部長 夷藤芳夫君 登壇〕

町民福祉部長【夷藤芳夫君】 能村議員ご質問の2点についてお答えさせていただきます。

まず、改正介護保険についてでございます。

地域包括支援センターの運営協議会は、地域包括支援センターの適切な運営、公正、中立性を確保、その他センターの円滑、適正な運営を図るためご審議いただくものとなっております。

第1回の運営協議会では、センター設置に関する事項の承認、センターの運営に関する

こと及び地域包括ケアに関することのほか、平成18年度の事業計画等をご説明申し上げました。

議員ご質問の地域包括支援センターのあり方につきましては、今後、運営協議会におきまして委員の皆様方のご意見を計画に反映させ、高齢者一人一人の立場に立った相談業務や、いつまでも住みなれた地域で生活できるよう地域支援事業を推進してまいりたいと存じます。

次に、介護保険料でございますが、議員ご質問の中で述べられた川北町のように保険料の基準額を低く抑えるため、一般会計より繰り入れを行うという考え方もありますが、財政状況の厳しい中、内灘町におきましては介護給付に係る費用は被保険者及び国、県、町で負担するという法に基づき運営してまいりたいと考えて、今後もその方針で取り組みたいと存じます。

また、議員ご質問の保険料高騰を抑える取り組みについては、地域包括支援センターの充実と保健師等専門職のマンパワーの確保を図り、給付費用抑制のため介護予防重視の事業展開を積極的に推し進めてまいりたいと存じます。

2点目の犬ふれあい広場についてのご質問でございます。

この犬ふれあい広場は、町民の方々の特に犬の飼養を通じ動物愛護の意識の高揚と動物の適正な飼養管理に関する地域の普及を図っていくための活動の場として、保健センター向かいの駐車場奥を整備し、平成15年3月より開設したものでございます。

開設当初の平成15年度及び16年度におきまして、「人と犬とが正しい関係を築けばどちらも幸せになれる」、こういう趣旨で集まった愛犬家のボランティア団体の協力を得て、この広場を中心に犬の正しい飼い方を目的とした犬のしつけの教室、飼い方の相談、また小学生を対象に犬の体の特徴を学び、犬を通

じての小さな命の大切さや思いやり、豊かな心を育てるなどを目的とした教室の開催、動物愛護行事としての講演会等に利用をいたしております。

しかしながら、昨年度より同団体の活動が停滞し事業の協力が得にくくなって、広場の利用は平成17年度においては犬の相談会と動物愛護行事としての講演会、しつけの教室の開催の数回でございました。

議員ご指摘の広場そのものの使用目的を見直す考えがあるかというご意見でございますけれども、今のところ、広場の利用促進のため、再度、ボランティアの方の協力体制、それからボランティアの育成等を図るため、町の広報でも募集などしております。

また、今後どういう利用方法がよいか、また広場の開放がよいか、または利用料金の見直し等も含めまして検討して有効活用に向けてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長【堂下清孝君】 3番、能村憲治さん、よろしいですか。

3番、能村憲治さん。

3番【能村憲治君】（議席より）議席より失礼いたします。

犬ふれあい広場の、言ったのは内容だけじゃなくて、これから本当に今の施設がそのまま犬のふれあい広場として使えるのかどうか。それから、それが一部の町民のみの利用ということにならないのか、その辺もしっかり検討していただきたいと思っております。

もう一つは、改正された介護保険の中で地域包括支援センターがつくられたわけですが、このセンターは介護保険にとって非常に重要な役割を担うわけであって、健康な高齢者には可能な限り健康で、軽度の要介護者には現状維持もしくは改善を目指す、ということによって町の介護保険料や財源に直接影響するわけですから、私はセンターの今後の運営に大きな期待を寄せているものであ

ることをつけ加えさせていただきます。

ありがとうございました。

議長【堂下清孝君】 答弁いいですね。

3番【能村憲治君】 (議席より) はい。

議長【堂下清孝君】 6番、水口裕子さん。

〔6番 水口裕子君 登壇〕

6番【水口裕子君】 水口裕子でございます。

午後からも傍聴に来てくださった皆様、ご苦労さまでございます。

通告に従いまして、早速、質問に入らせていただきたいと思っております。

まず、町の税金関係についてお尋ねしたいと思っております。

景気が少し上向いてきたと言われていますが、それは東京を中心とした都市部の話で、地方にとってはまだまだ厳しい状況が続いております。ここ何年間かそれに伴って町の税金などの滞納もふえ続け、滞納額は総額は3億円に近いということを聞きました。

そこで、まず普通税の町民税、固定資産税、軽自動車税、そして目的税である国民健康保険税、また税金ではないけれども小中学校の給食費や保育料や上下水道料金などの滞納費についてそれぞれどれだけの滞納があるのか、お答えください。

また、その総額は幾らになりますでしょうか。

給食費などを除く税金の繰越滞納総額はどれだけになりますか。

経済状況が厳しいとはいえ、大多数の住民がその苦しい中から義務として自分たちの町の運営のために一生懸命支払っているわけです。ところが、中には支払い能力があるにもかかわらず、意図的に支払わないとか、常習的に支払わないといった悪質な滞納例が最近ふえてきていて、しかも滞納する人はどれか一つだけというのではなく、あれもこれもと重複していることが多いということも聞きました。その把握されている実態はどのような

ものでしょうか。

リストラに遭った、病気になった、働けない、または働きたくても倒産したなどなど、気の毒な方については減免のほかに補助金などについて親身になって相談に乗ってあげることは当然ですが、悪質な滞納には税の町の運営における重要性、また納税における公平性の確保の観点からきちんとした対応を望みたいと思っております。

5月は税金の徴収強化を図る月だと聞きました。担当課の皆さんが昼間会えない滞納者に滞納金の支払いを求めて夜間出て歩かれることも多かったと思っております。大変ご苦労さまでございました。

そこでお尋ねしますが、徴収に当たってどのような工夫をなされたのでしょうか。その努力の結果、徴収率はどのように改善しましたか。達成度、達成率、そういったものはどうでしたか、お答えください。

今後、税の徴収率をアップさせるには今までに積みりに積みってきた滞納繰越額の圧縮が不可欠です。これからますます国からの交付金や補助金の減額が進むと言われます。7日の町長の所信表明でも、国の検討している新型交付税では人口や面積の小さい自治体には交付税が大きく減額される、そんなことが予想されるというお話もありました。きょうの新聞でも交付税の削減が大きなニュースとして取り上げられておりました。

そんな中で、これらの自主税金は内灘町の将来像を左右する重要な自主財源であり、この財源をしっかりと確保しないと町の運営にも影響を与えるのではないかと思うわけです。

町のホームページによれば、行政改革委員会による行政改革実施計画の中にこの滞納措置のために総合収納室体制をとという提案がありましたこの体制について詳しく説明を願います。

どこまでを対象として、どういった改革をして、目標設定をどうしていくのかなど今後

の目指すところ、収納率をどのようにしていくのかという目指すところなど、担当課の意気込みをお聞かせください。

さて、2番目はブックスタートについてです。

ことしの4月、町は内灘町子ども読書活動推進計画というものを制定しました。これも計画の全文が町のホームページに掲載されています。ますます子供たちの読書環境が整えられていくことを願って、この質問をいたします。

計画は、子供の読書活動を支援するため、2000年を子ども読書年とし、翌年12月、子どもの読書活動の推進に関する法律を公布、施行した国の法律に基づきまして内灘町の未来を担う子供たちの心豊かで健やかな成長を促すために読書活動の推進について町の今後の基本的な方針と具体的な方策を示すものでございます。

この計画は、子供の読書生活の全般にわたってきめ細かなところまで配慮された大変素晴らしいものになっていると思います。ただ一つこの計画に欠けていると思う点は、おおむね3歳くらいからを対象としていて、乳児に対しては子育て支援センターに今あります蔵書がややもう少し大きな子供さんを対象としているもので、その蔵書について乳幼児、乳児に対する本を充実させていきたいという、そういう子育て支援センターの蔵書の充実についてしか取り上げられていなかったという点なんです。

計画みずからが述べております。「素晴らしい本との出会いにより、子供たちは言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにし、感性を磨いていきます。幼児期の読み聞かせは心の発達に大きな影響を与え、その後の心の健全な成長を促す力になります。「家庭では、子供は絵本の読み聞かせを通して親子のスキンシップを深め、本の楽しさを知るのです」とあります。

そこでご紹介したいのが、NPOでやっているブックスタートという活動です。早いところでは生後3カ月、遅くても1年の赤ちゃんにその乳児健診時に絵本をプレゼントして、その場で読み聞かせの指導などをするもので、日本では全国1,844自治体のうち約3分の1の571自治体で実施されており、石川県でも加賀地域を中心として白山市、野々市町、津幡町など10の自治体で取り入れられています。

ブックスタートは、絵本を直接親子に手渡すことで、赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、楽しく温かい時間を持つきっかけをつくります。絵本を与えるのに早過ぎることはありません。むしろ、1歳未満の赤ちゃんだから情操を育てる意味があるのだと思います。

読書に関心の高い保護者だけではなく、関心の少ない保護者の方にこそ働きかけをするためにも、すべての赤ちゃんと保護者を対象にしたゼロ歳児健診などで行われるのです。

殺伐とした世相の中、より一層乳幼児期より情操を育てるために私たちはできることからしていかなければならないと思います。

我が町でも読書計画が目指す心豊かな子供の成長を願って、ボランティアの方々の力もおかりしながらブックスタートの事業を始め、乳児から親子で本に親しむきっかけづくりをしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

3点目は、遊歩道についてお伺いしたいと思います。

年々遊歩道を歩く方がふえています。定年退職の方がふえる数年先には、もっともっと多くなるでしょう。遊歩道を利用してのアカシアロマンチック祭も8回を数え、ことしも多くの人出でにぎわいました。この場をかりて、開催に尽力していただいた皆様方にお礼を申し上げます。

ところが、その人気とは裏腹に、木々のつくり出す緑陰は年々薄くなってきています。歩く人たちへ降りかかる日差しを遮る木々が



なくなっているのです。その大きな原因は、アカシアの木の衰退です。ことしは気候不順もあって、花の開花がおくれたのですが、それにしても昔は100メートルの幅もあったという防風林だったものが、今ではアカシア並木という程度のもになってしまい、このままでは並木の存続さえ危ういのではないかと心配しています。

この遊歩道に軽トラックまで持ち込んで整備のようなことをされている方があり、散歩している方から疑問の声が出ておりました。それぞれが自分自分の思いで勝手に整備していったのかというごく当然の疑問と、お花畑を広げることによって樹木がふえなくなっていってしまうのではという心配です。

遊歩道は、私たちに残されたわずかな緑地帯です。皆さん、周囲を見回してみてください。自然が豊かだ、豊かだと言われますけれども、北部地区の権現森と南部地区はこの遊歩道にしか私たちはまとまった木々の姿を見ることはできません。キジやカッコウなど野鳥の声もここでしか聞くことができないんです。

子供たちが町の環境などについて学ぶ夢教室という活動がありますが、子供たちはこの遊歩道で野鳥の観察や植物の観察をしたりしているのです。遊歩道をどんなふうにするか、どんなふうに育てていくか、声を上げる場のない子供たちに残していくための配慮をやってほしいと思います。個々人がばらばらにボランティアをするのではなく、設計図を描いて、その未来図に従ってみんなが一致協力していただけるようにしていくべきではないでしょうか。

そこで、町は遊歩道の設計図を未来図をつくる意思があるかどうか、お伺いしたいと思います。

次に、その将来図ですが、盆踊りの歌にもあるように、この町のシンボリックなアカシア、ハマナス、ネムの花、これらをふやしてほし

い。シイやカシノキも植えて、子供たちにドングリ拾いもさせてあげたい。海に近いところはグミがいいとか、松の木を混植することも大切だとか聞いております。また、ダイコンの花やコバンソウも大切な自然の一部です。

でも、中でも特にニセアカシアは内灘を代表する木です。昭和24年から28年にかけて内灘改造プランというのが実施されたと聞きました。これにより500ヘクタールの砂丘地が当時の内灘村民挙げて大変な努力によって植林されました。飛砂に悩まされていた不毛の地を、現在のようなすばらしい住宅地、すばらしい形勢の町にしてくれたのは、アカシアだったのです。アカシアにまつわる町の歴史とともに、アカシアも残していかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

先日、遊歩道に置かれたベンチに腰かけて2時間余りを過ごしました。初夏のさわやかな日差し、涼やかな風、住宅街では聞くことも見ることもなくなった小鳥たちの戯れ飛ぶ姿とさえずり。まだこんなにたくさんの鳥たちがいるんだななどと考えていたら、あっという間に時間がたちました。本当にたくさんの人が通り過ぎていきました。こんなに町民に愛されている遊歩道がますますすばらしいところになっていきますようにと願って、この項を終わらせていただきます。

最後は、ビニール水田などを後世にです。

内灘町へ引っ越してきた30年前、ビニール水田という名前を聞いて驚きました。そのころは向粟崎からハマナスへとたくさんのビニール水田が広がっていたそうです。

このビニール水田には、2つの大きな意味があります。戦後、食料が十分でなく、お米の増産が課題だったという国の歴史の上における意義。もう一つは、漁業しかなく貧しかった内灘村では、田畑が欲しいという長い願いがあり、内灘闘争の結果与えられたかんがい施設のおかげで、このビニール水田は実現したのだという町の歴史における意義。

ところが、現在では宅地化され、ほとんどが姿を消しました。白帆台に幾らか残っていますが、だれも砂丘地に突然田んぼがあらわれても不思議には思わないようです。

砂丘地にビニールを敷いてまで水田にして、お腹いっぱいお米を食べたいという時代があったことや、莫大なお金のかかるかんがい施設を必要とする砂丘地に田んぼや畑がどういいう経緯でつくられたかなどを書いた看板を設置して、内灘町の歴史を広く知らせていただきたいと思います。

ほかに、先ほど述べました遊歩道のアカシア林帯にも、アカシアは勝手にひとりで生えてきたものではなく、先人の大変な苦勞があり、現在の町の基礎をつくったのだということ詳しく知らせる看板をつくってほしい。サンセットブリッジのたもとにある商業施設には、先ほどから名前が出ておりました利便施設ですが、そこには河北潟の干拓とそれに伴って放水路ができ内灘町が分断された歴史を、そういったものを子供たちや、また新しく町に入ってきた方々にもお知らせして、そして町をもっとよく知ってもらい、町をもっと愛してもらえるような、そんな一つの手段になればと思うわけです。

今申し上げました以外の必要と思われるところがあれば、ぜひ保存への取り組みと住民への啓蒙をお願いしたいと思います。町の考えをお聞かせください。

これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長【堂下清孝君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 水口議員の一般質問から、まず乳児へのブックスタートについて答弁させていただきます。

大切でかけがえのない赤ちゃんが、生まれたときから親と一緒に過ごし、絵本を通して愛情に満ちた言葉を語りかけることはとても大切なこととっております。

ブックスタートは、議員ご指摘のとおり、親子がお互いに心を通い合わせ、幸せを感じるきっかけづくりとして大変重要なことと思っており、また子育て支援の観点からもとても大切なことだと思っているわけでございます。

しかし、このブックスタート事業を実施するに当たり、読み聞かせボランティアのご協力もいただけないだろうか。今後、ボランティア協議会の皆さんや保健センターあるいは図書館などと協議をしながら前向きに進めていきたいと思っているわけでございます。

次に、遊歩道の将来像を描けというご質問でございます。

平成8年に全線が整備された林帯歩道は、アカシアロマンチック祭に代表されるように、当町にしかない貴重な資源として、また町民の憩いの場や自然の触れ合いの場として愛されながら、今日での健康ブームも相まって、現在では一日約400人前後の方々が利用されていると伺っております。

当初、この遊歩道はアカシア林をそのまま生かした形で整備しましたが、アカシアの枯れ木や倒木の処理などを行い、その後、少し変化をつける意味でツバキ、桜、ピンクのアカシアなどを植樹し、現在に至っているわけでございます。

議員ご質問の遊歩道の将来像につきましては、基本的には自然の植生を生かし、樹木の少ないところは木々の補植を行い、現在の遊歩道を維持していきたいと考えているわけでございます。

また、アカシアを初めとして多くの種類の花木を植えたらどうかとのことですが、アカシア林帯に築造した遊歩道であり、今後も町の歴史とともにあり、貴重な当町の資源としてのアカシアを大切にしていかなきゃならない、こんなふうに考えているわけでございます。

そのほかの花木の植栽については、今後の

遊歩道の維持管理、整備方針を確立していく中で、さらに検討してまいりたいと思っているわけでございます。

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 奥村忠男総務部長。

〔総務部長 奥村忠男君 登壇〕

総務部長【奥村忠男君】 私の方から、税の滞納についてのご質問にお答えをいたします。

まず、滞納金額につきましては、平成18年度へ繰り越す額につきまして、町民税で3,891万円、固定資産税、都市計画税で5,197万円、軽自動車税で39万円と、町税の計では9,127万円、それから国民健康保険税では1億2,163万円となり、普通税、それから目的税の税の関係では2億1,290万円となる見込でございます。

また、給食費の方につきましては315万円、保育料につきましては719万円、介護保険料につきましては180万円ということで、その他の税以外のものをトータルいたしますと約2,070万円ほどの見込みとなっております。

次に、税の徴収につきましては、1つには文書催告、夜間や休日の電話催告、戸別訪問などや口座振替の加入の促進、2つには給料や預金、不動産等の差し押さえ、3つには10月、それから12月、3月、それから出納の整理機関中でありまして5月にそれぞれ滞納整理強化月下を設けるなどをして滞納整理に取り組んでまいりました。

その結果、平成17年度の収納率は、町税で96.08%、国民健康保険税で83.11%と前年度に比べまして町税では0.24%、国民健康保険税では1.05%向上をいたしました。これは、行財政改革実施計画の集中改革プランの目標収納率をいずれも達成をしてございますが、依然として2億円余りの滞納があるということで、引き続き徴収強化に鋭意努力をしてまいりたいと存じます。

次に、総合収納室の体制につきましては、

税の徴収専門の部署として設置しており、税以外の使用料などの滞納についても、所管課と連絡をとりながら情報を共有いたしまして、重複滞納者への対応に取り組んでいるところでございます。

長引く景気の低迷、また次年度以降は三位一体改革による国から地方への税源移譲により税額の方も伸びることから、必然的に滞納の増加も懸念されることでございます。

今後の収納対策につきましては、より効果的な徴収体制のあり方、それから年末や出納整理期間中の特別対策の実施などについてさらに検討を加え、新たな滞納者を発生させないよう早期の対応に努めまして、集中改革プランに掲げた収納率の確保を目標として公平性の確保と財政の健全化を図ってまいります。

いずれにいたしましても、今後とも今ほど申し上げました公平性等の観点から、町税、使用料などの滞納額等の回収強化に努めまして、より一層収納率向上を図り、負担の公平と財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 中本英夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中本英夫君 登壇〕

都市整備部長【中本英夫君】 私の方から、ビニール水田などに関してお答えしたいと思います。

内灘町のビニール水田は、畑地かんがい設備の整いました砂丘地にビニールを敷いた水田として、昭和44年に総面積約34ヘクタールが向粟崎から室にかけて造成されたものでございます。これは、河北潟沿岸の埋め立て田で収穫される米の不足分を補うというもので大きな役割を果たしてきました。その後は、宅地開発等で現在は宮坂、西荒屋、室地区に約5ヘクタールのビニール水田が残るだけとなっております。

なお、白帆台にはビニール水田はございま

せんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議員ご提案のビニール水田などに関するPR看板等の設置でございますが、内灘町史をひもといていただければ歴史等の内容が詳しくおわかりになると思ひますが、ビニール水田は内灘町の歴史の一つでもありますので、看板がよいのか、町の歴史民俗資料館に資料を展示した方がよいのか、検討したいというふうに思ひます。

また、その他のご指摘の施設についても同様に検討したいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長【堂下清孝君】 6番、水口裕子さん、よろしいですか。

6番、水口裕子さん。

6番【水口裕子君】（議席より）お願ひします。

今の中本部長のお返事ですけれども、ビニール水田だけでなく、いろいろほかのこともどうでしょうかということで申し上げたと思うんですけれども、そちらの方に対する答弁はいかが。一緒ということですか。

ビニール水田だけでなく、いろいろあちこちに看板を出して、そして子供たちや町民への歴史を知らせる一つの契機にしてほしいというふうに申し上げたと思うんですけれども、今、ビニール水田についてだけではなかったかと思うんですけれども。みんな一緒ということで、同じということですね。

同じということで、それを全体に言ひますけれども、内灘の風と砂の館にそういった歴史はいろいろ書いてあります。知っております。ただ、そこに行く人はなかなかいないということで、やはり例えば先ほど言ひました利便施設に少しそういったことが書いてあれば、そこへ来た人たちが「うん、なるほどな」と思ひて読む。また、アカシアのことについて書いて、遊歩道に置いてあれば、また遊歩道を歩いている人が「なるほど、内灘町は前、こんな歴史があったのか」と。結構長く内灘

町にいらっしゃる方ですけれども、アカシアはひとりで前から内灘に生えてたもんやと思ひていたというふうな話も聞いて、私も皆さんそんなふうに思ひているのかと思ひてびっくりしたわけですけれども。

やはり先人の努力とか汗とか、そういった歴史というものももっと身近に感じていていただくということが目的というか、その願ひでこの質問をしておりますので、そのところをもう少し検討していただけたらと思ひます。

それから、奥村部長にですけれども、総合収納室についてどんなものでしょうかということをお伺ひしましたけれども、その情報の共有をして早期の対応をしていきたいと、そういうふうなことをおっしゃいました。もう少し踏み込んだお話がしていただけるのかなと思ひたんですけれども、聞くところによりますと、2部制といいますか、フレックスタイム制とか、そういったもの等も取り入れてやっていきたいというふうなことも聞いておまひすけれども、そういったことはいかがでしょうかということと、それから徴収に行かれる職員さんたちは、やはり滞納される方ですから行ってもすぐにいい対応がしていただけるわけじゃなくて、本当に大変だと思ひんですけれども、それでもやっぱり町の将来を担っているんだということで、そういった意識を持って意欲的に取り組んでいていただける環境づくりをまずはしていただきたいと思ひんですけれども、町の町民の税金に関する関心、そういったものを高めることも一つの大変なことかと思ひんです。

それで、今、税の徴収率ですとか、または税の徴収率がどのようにアップしていくかと、きたかと、そういったことを広報に、もちろん毎回じゃなくていいですから、年に2回ほどでもいいですから、そういったものを広報に掲載していただくようにすれば、町民の意識も、また職員さんの意気も上がるんじゃない

いかなと思うんですけれども、そのような点はいかがでしょうか。

議長【堂下清孝君】 奥村忠男総務部長。

〔総務部長 奥村忠男君 登壇〕

総務部長【奥村忠男君】 再質問でございました職員の勤務体制等につきましては、フレックスタイムの活用につきましては、これは人件費の抑制だとか、それから勤務時間の適正化につながるということから、全庁的に職務に応じて取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、職員には専門知識の取得のための研修を積極的に促すなど、その職員の育成に努めていきたいということでございます。

それから、広報への掲載につきましては、滞納額の増減数値のみにスポットが当たるなど、逆に健全な納税者への納税意欲が阻害されるという懸念もございますので、これは慎重に検討してまいりたいということで、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長【堂下清孝君】 中本英夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中本英夫君 登壇〕

都市整備部長【中本英夫君】 水口議員の再質問でございますけれども、議員のご質問、ご指摘の点を踏まえ、先ほど答弁いたしましたように、現地の看板がよいのか、歴史民俗資料館がよいのか、総合的な形で検討していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長【堂下清孝君】 6番、水口裕子さん、よろしいですか。

6番【水口裕子君】 （議席より）はい、ありがとうございました。

休 憩

議長【堂下清孝君】 この際、暫時休憩をいたします。

そのまましばらくお待ちください。

午後2時47分休憩

午後2時48分再開

再 開

副議長【野村輝久君】 それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。

よろしくをお願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

18番、堂下清孝さん。

〔18番 堂下清孝君 登壇〕

18番【堂下清孝君】 2006年（平成18年）第2回定例議会において、町長並びに関係部局長に質問をいたしますので、誠意ある、かつ明快にご答弁いただきますよう、最初に申し上げます。

まず最初に、国家権力は教育内容に介入すべきではないというふうに思いますが、その点について町長の所見を伺いたいのであります。

戦争教育の反省に立って、戦後、今から59年前に制定されました現行教育基本法を改悪しようとの動きが今国会で浮上いたしております。政府・与党が合意した教育基本法改定案の内容は、現行教育基本法の第10条「教育は、不当な支配に屈することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」を改変し、現行基本法が厳しく禁じている国家権力による教育内容への介入を公然と進める条文が盛り込まれるなど、教え子たちを戦場に送った戦争教育の反省の上に立って打ち立てられた民主的原則を破壊する重大な内容となっております。

改定案には、教育の目標に国を愛する態度が持ち込まれました。私ども日本共産党は、早くから民主的な市民道徳を身につけるための教育の重要性を一貫して主張してまいりました。

9年前に開いた大会で、その内容として10

項目を提唱し、その一つとして、他国を敵視したり、多民族を蔑視するのではなく、真の愛国心と諸民族友好の精神を培うことを上げ、同時に、これらは憲法と教育基本法の民主的原則から導き出された当然の内容であると強調しているのであります。

教育基本法を改定してあえて国を愛する態度を書き込もうという動きは、憲法改悪が目指す海外で戦争する国づくりと結びついており、そのねらいは戦争する国にふさわしい人間を育て上げる教育への偏執にあると思うのであります。

こうしたねらいを持って教育基本法に国を愛する態度が盛り込まれれば、基本法の第10条改定と結びついて、特定の政治的立場に立つ愛国心を教育現場に押しつけ、憲法に保障された内心の自由を侵害する重大な危険をもたらすことになるというふうに思うのであります。それは、日の丸・君が代問題で国会審議では強制はしないとの言明すらほごにして、今、全国各地で内心の自由を冒す乱暴な強制が行われているのを見ても明らかではないでしょうか。子供たちを二度と戦場に送らないとの強い思いで制定されました現行教育基本法を守っていかなければならないというふうに考えているわけでありますけれども、町長の所見を伺っておきたいのであります。

次に、一般建設業と特定建設業の違いについて伺いをいたします。

ご存じのとおり、建設業法では、一般建設業と特定建設業との違いを規定をいたしております。軽微な工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営むものは元請、下請を問わず、一般建設業の許可を受けなければなりません。ただし、発注者から直接工事を請け負い、かつ3,000万円、建設一般工事の場合は4,500万円以上を下請契約して工事を施工するものは、特定建設業の許可を受けなければなりませんとあります。

この特定建設業の許可を持っている業者は、

内灘町には数社しかないように伺っております。町の公共事業も、結局のところ、多くは町外の業者を指名せざるを得ないことになっております。

こういうご時世だからこそ、町内業者の育成にもっと力を入れなければならないと思います。その対策方を伺っておきたいのであります。

もう一点は、こういう法律があるにもかかわらず、わかっていながら指名競争入札に特定建設業者しか指名できないにもかかわらず、一般建設業を指名に入れたことの有無、あるかないかについてもあわせて伺っておきたいのであります。

次に、町立図書館の事務室にクーラーの設置方について伺いをいたします。

決算特別委員会の審議の過程でも取り上げられた問題であります。現在の事務室は図書館内の冷気が入りにくいところに事務室を設置をしたため、独自のクーラーを設置しない限り、夏場の暑い日など事務をつかさどることのできない状態であります。職場環境をよくし、働く人の体を害するような職場をなくすことが求められていると考えるのであります。設置方を強く求めたいというふうに思いますがどうか、伺っておきたいのであります。

次に、保育所の保育時間の延長について伺いをいたします。

現在の保育時間は保育所運営規則第5条で、保育所の保育時間は午前8時から午後4時までとすると規定されております。これでは時代のニーズにこたえられないというふうに思うのであります。正規に働く労働者で4時までに迎えに行くことができる方がどれだけいるのでしょうか。だから今、金沢市を初め多くの自治体では延長保育時間だとされている午後6時まで通常の保育時間に規則を見直し、運用をしているというふうに伺っております。

当町の運営規則でも第5条を読みましたが、

第5条の2項では、前項については季節により変更することができるかとあります。町長の裁量で4時までの時間を6時まで延ばすことは十分できるのでありますが、また規則を改正しておけばいつの時代から変更になったかを明確にしておくことができるのであります。その考えがあるかどうか、伺っておきます。

2つ目に、おやつ代と称して月額1,500円徴収をいたしておりますが、おやつを与えた後、家に帰ってから夕食を食べないとのこと見も伺っておりますので、あわせて検討願いたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

次に、県道に水銀灯の設置についてお伺いをいたします。

今ご指摘を受けているところは、内灘町が湖畔通りと銘打った県道松任宇ノ気線の黒津船バス停から西荒屋の入り口、そば処藤七さんの店の入り口付近までが大変暗く、危険な状態であるとのこと指摘を受けました。車で走ってみました。さほど不便を感じませんでした。しかし、待てよと。訴えてきたのが高校生だから、高校生だったら車ではなく、徒歩か自転車だなという思いがいたしまして、思い直しましてもう一度車のライトを消して走ってみました。まさに言われるとおり真っ暗であります。

悲惨な事件、事故が多発しております。怖くて通れないところを放置してはならないと思うのであります。住民の安全・安心を確保し、事件、事故を未然に防止する策を講じる仕事は自治体本来の役目であるというふうに思うのであります。現地調査の上、早急に水銀灯の設置を求めたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

最後に、蚊の発生前の対応についてお伺いをいたします。

毎年、この件につきましては質問をさせていただいておりますが、ことしも蚊の発生期を迎えております。蚊といっても、今では従来の日本型の蚊だけではなく、外来虫として

外国からの蚊も相当多くいるそうであります。その中には、刺されると命にかかわる蚊の種類も含まれているやに聞いております。しかし、発生メカニズムは、日本も外国も同じだそうですから、側溝をきれいにする、水たまりをつくらない、やぶをつくらない等々の対策が必要かと思われまます。

特に町が管理している排水路やどぶその管理、住民への協力要請が必要と思うが、今年度の対策、対応を伺って、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

副議長【野村輝久君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 堂下議長の質問にお答えしたいと思います。

まず、教育基本法でございますけれども、ご案内のとおり、現在、国会におきまして教育基本法改正案の審議が進められているところでございます。昭和22年に制定された教育基本法の見直しをめぐり、連日多くの報道がなされており、さまざまな意見が交わされているところでございます。

我が国の根幹とも言える教育の基本的な法律でありますので、多くの国民が真剣にこの問題を考え、国民共通の理解を経た上に、そのあるべき姿が導き出されるものと受けとめているわけでございます。

最近のマスコミ報道では、教育基本法改正案の今国会での成立は日程的には困難であり、継続審議がかたまつたとのことではありますが、いずれにしても今後、国会はもとより、国民の間でも活発な議論を期待し、その結果を注視してまいりたいと思うわけでございます。

次に、保育所の通常時間を4時から6時という質問でございます。

議長質問の中でも触れられておりましたが、私も保育所における保育時間や保育内容の充実子育て支援施策の中でも根幹的な部分を

占めるものであると認識いたしております。したがいまして、本町におきましても町立保育所の通常保育時間を午後4時から午後6時に延長する方向で検討したいと考えておるわけでございます。

ただ、保育時間が4時から6時に延びた場合、保護者の迎え時間の問題や保育士の確保の問題など、幾つか解決すべき問題がありますので、少しの時間猶予をいただきまして、でき得れば来年の4月からの実施に向けて検討してまいりたいと思っているわけでございます。

以上でございます。

副議長【野村輝久君】 奥村忠男総務部長。

〔総務部長 奥村忠男君 登壇〕

総務部長【奥村忠男君】 私から、特定建設業と一般建設業の違いについてお答えをさせていただきます。

この違いにつきましては、今ご質問の中でいろいろご説明がございましたので、まずその特定建設業の許可を取得するためにはいろいろクリアすべき点がございまして、1級相当の技術力を有すること、それから資本金が2,000万円以上であること、それから自己資本の総額が4,000万円以上あることなど、一般建設業の基準に加え、特に技術力と財産的基礎について高い内容が求められ、その取得を目指す業者にとりましては人的、それから財政的負担が増すこととなっていくと思います。

一方、町内業者の方々の技術力の向上や、それから受注機会の拡大が見込まれるメリットも想定されますので、業者の自主性を損なわない範囲でPR等に努めてまいりたいと思います。

それから、指名の点につきましては、一般建設業であっても、それから特定建設業であっても、発注者から直接請け負う金額についてはひとしく、制限はございません。が、元請として受けた工事を下請に出す場合の工事金額を基準にして区別がされているというこ

とでございますので、こういった点を考慮して指名を行っているというものでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

副議長【野村輝久君】 夷藤芳夫町民福祉部長。

〔町民福祉部長 夷藤芳夫君 登壇〕

町民福祉部長【夷藤芳夫君】 堂下議長ご質問の蚊の発生期前に対策をとというご質問でございます。

堂下議長、昨年の第1回定例会でも同様のご質問がございました。議長ご指摘のとおり、蚊が大量に発生する危険性のある側溝等につきましては、周辺の生態系などを配慮しながら乳剤等の散布を行うなど適切に対処してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

副議長【野村輝久君】 中本英夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中本英夫君 登壇〕

都市整備部長【中本英夫君】 私の方から、県道松任宇ノ気線の水銀灯に関するご質問にお答えいたします。

議長ご指摘の区間につきましては、道路の西側に歩道が整備されておりますが、歩道を照らす照明灯が設置されておりません。そのため、夜間においては歩行者や自転車の通行に支障を来していると思われま

す。歩行者等の安全・安心を確保するという観点から、水銀灯や蛍光灯の設置について検討を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長【野村輝久君】 高木和彦教育次長。

〔教育次長 高木和彦君 登壇〕

教育次長【高木和彦君】 図書館の事務室にクーラー設置をのご質問にお答えをいたします。

図書館の冷房は、現在、図書閲覧室と事務室と一体となっており、事務室に専用の冷房の吹き出し口がないため、やや閲覧室に比べ



高いものと思われま。

夏季の事務室の室温を確認いたしました、本庁の事務室の室温を超えているようであれば改善いたしたいと思ひます。

副議長【野村輝久君】 以上で答弁が終了いたしました、18番、堂下議員、よろしいですか。

18番【堂下清孝君】（議席より）はい。

副議長【野村輝久君】 これにて職務が終了いたしましたので、この際、議長職を交代いたします。

堂下議長、よろしくお願ひいたします。

〔副議長退席、議長着席〕

議長【堂下清孝君】 以上で通告による質問は終わりました。

ここで、通告に関連する質問のみ許します。ございませんか。

6番【水口裕子君】（議席より）済みません。関連質問じゃないんですけど、ちょっと。

議長【堂下清孝君】 関連質問のみを許しております。

6番【水口裕子君】（議席より）先ほどの私の答弁に関する中本部長の答弁に關しまして、どうしても一言ちょっと申し上げたいので、聞いていただきたいんですけど。

議長【堂下清孝君】 じゃ、許しましょう。

6番【水口裕子君】（議席より）お願ひします。

ビニール水田に關しまして、白帆台にはないと。それで、もうちょっと本を読んで出直してこいというふうにおっしゃられたけれども、ちゃんと本は読んでおりますので、その点よくわかっていただきたいと思ひます。

白帆台の向こうにという、「向こう」という3文字を入れ忘れましたので、その点よろしくご理解のほどをお願いしたいと思ひます。

議長【堂下清孝君】 中本英夫都市整備部長、白帆台にない、水口さんはある。

〔都市整備部長 中本英夫君 登壇〕

都市整備部長【中本英夫君】 今ほどの水口議員の質問なんですけれども、決して私の答弁の中にはよく勉強してこいとかいうふうな言葉は入っていないというふうに思ひてございます。

実際に白帆台の中にはビニール水田は現在ございませんので、その辺だけよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

議長【堂下清孝君】 これにて一般質問を終了いたします。

散 会

議長【堂下清孝君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明10日から14日までの5日間は、議案調査及び議案委員会審査のため休会といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、明10日から14日までの5日間は休会とすることに決定をいたしました。

なお、来る15日は午後2時から本会議を開き、各常任委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時14分散会